埼玉県地域防災計画　新旧対照表

【第１編 総則】

頁	新	旧
	第１章　総則 第１節　計画の目的 第１～第２（略）	第１章　総則 第１節　計画の目的 第１～第２（略）
4	第３　計画の用語 ５　協定締結団体等　　災害時における応急・復旧業務に係る応援協定を締結した団体や事業者、登録被災者援護協力団体	第３　計画の用語 ５　協定締結団体等　　災害時における応急・復旧業務に係る応援協定を締結した団体や事業者
8	第２節 第１（略） 第２　社会環境 １（略） ２　交通 鉄道網は、ＪＲ東日本９路線、東武鉄道５路線、西武鉄道５路線、東京地下鉄１路線、秩父鉄道１路線、埼玉新都市交通１路線、埼玉高速鉄道１路線、つくばエクスプレス１路線により形成されている。 乗合バスの路線網は、東武バス、西武バス、国際興業等により形成されている。 道路網については、東京から放射状に延びる関越自動車道、東北自動車道、常磐自動車道と東西方向の東京外環自動車道、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）等の高速道路や、一般国道４号、16 号、17 号等の幹線道路により形成されている。 本県における道路法上の道路延長（高速自動車国道を除く。）は、令和６年４月１日現在、47,264km（一般国道 1.8%、県道 5.2%、市町村道 93.0%）であり、全国第５位（令和５年３月 31 日現在）の道路延長である。 ３（略）	第２節 第１（略） 第２　社会環境 １（略） ２　交通 鉄道網は、ＪＲ東日本９路線、東武鉄道５路線、西武鉄道５ 路線、東京地下鉄１路線、秩父鉄道１ 路線、埼玉新都市交通１路線、埼玉高速鉄道１路線、つくばエクスプレス１路線により形成されている。 乗合バスの路線網は、東武バス、西武バス、国際興業等により形成されている。 道路網については、東京から放射状に延びる関越自動車道、東北自動車道、常磐自動車道と東西方向の東京外環自動車道、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）等の高速道路や、一般国道４ 号、16 号、17 号等の幹線道路により形成されている。 本県における道路法上の道路延長（実延長、高速自動車国道を除く。）は、令和３年４ 月１ 日現在、47,294km（一般国道 1.9%、県道 5.3%、市町村道 92.8%）であり、全国第５位の道路延長である。 ３（略）
9	第３節　防災の基本理念 １　被害の最小化と埼玉版 FEMA の推進による災害対応力強化 災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるものとする。 災害対策の実施に当たっては、県が調整・連結機能を発揮し、関係機関が一堂に会した訓練を通じて課題を共有するとともに、災害対応の標準化のため、災害時等の情報収集や関係機関への情報共有、いつまでに何を実行するかという目標設定のフォーマット（様式）等を定めたプロトコール（手順書）を整備することで、関係する機関同士の強固な連結を推進し、県全体の危機・災害対応力の強化を図る「埼玉版ＦＥＭＡ」を推進する。 ２～４　（略）	第３節　防災の基本理念 １　被害の最小化と埼玉版 FEMA の推進による災害対応力強化 災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるものとする。 災害対策の実施に当たっては、県が調整・連結機能を発揮し、関係機関が一堂に会した訓練を通じて課題を共有することで、関係する機関同士の強固な連結を推進し、県全体の危機・災害対応力の強化を図る「埼玉版ＦＥＭＡ」を推進する。 ２～４　（略）
9	５　適切かつ速やかな災害復旧・復興 災害復旧や災害からの復興に必要な事前準備をする。 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。	５　適切かつ速やかな災害復旧・復興 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

第４節　計画の効果的推進

１～２（略）

３　広域的な視点

他の都道府県（九都県市を含む）との連携の強化を図り、広域的な視点で防災対策を推進していく。

また、国（内閣府等）と連携して、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努めるものとする。

４（略）

５　デジタル化の推進

効果的・効率的な防災対策を行うため、ＡＩ、ＩｏＴ、クラウドコンピューティング技術、ＳＮＳの活用など、災害対応業務のデジタル化を推進する。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。

県及び市町村は、各種防災関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、研修や訓練の実施に努めるものとする。

６（略）

第２章　防災体制

第１節　防災機関等の役割

第１　防災機関等の役割

１　県の役割

〇各部の役割

部名 構成課等	部長	副部長	主な役割
（略）	（略）	（略）	・災害等に関する情報の収集に関すること ・災害対策本部の設置、運営に関すること ・国からの指示及び国への要請並びに連絡調整に関すること ・他の都道府県への要請及び連絡調整に関すること ・各部間等の災害対策の調整に関すること ・市町村への指示及び要請並びに連絡調整に関すること ・指定公共機関、指定地方公共機関への要請及び連絡調整に関すること ・報道に関すること ・災害等に関する広報全般に関すること ・インターネットによる情報発信に関すること ・災害救助法（災害弔慰金、見舞金を含む）に関すること

第４節　計画の効果的推進

１～２（略）

３　広域的な視点

他の都道府県（九都県市を含む）との連携の強化を図り、広域的な視点で防災対策を推進していく。

４（略）

５　デジタル化の推進

効果的・効率的な防災対策を行うため、ＡＩ、ＩｏＴ、クラウドコンピューティング技術、ＳＮＳの活用など、災害対応業務のデジタル化を推進する。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。

６（略）

第２章　防災体制

第１節　防災機関等の役割

第１　防災機関等の役割

１　１　県の役割

〇各部の役割

部名 構成課等	部長	副部長	主な役割
（略）	（略）	（略）	・災害等に関する情報の収集に関すること ・災害対策本部の設置、運営に関すること ・国からの指示及び国への要請並びに連絡調整に関すること ・他の都道府県への要請及び連絡調整に関すること ・各部間等の災害対策の調整に関すること ・市町村への指示及び要請並びに連絡調整に関すること ・指定公共機関、指定地方公共機関への要請及び連絡調整に関すること ・報道に関すること ・災害等に関する広報全般に関すること ・インターネットによる情報発信に関すること ・災害救助法（災害弔慰金、見舞金を含む）に関すること

			・被災者生活再建支援法、県・市町村被災者安心支援制度に関すること ・帰宅困難者対策に関すること ・物流オペレーションに関すること ・救助実施市との災害救助資源（医療救急部及び住宅対策部において所掌するものを除く）の配分及び供給に関すること ・安否情報の収集に関すること				・被災者生活再建支援法、県・市町村被災者安心支援制度に関すること ・帰宅困難者対策に関すること ・物流オペレーションに関すること ・救助実施市との災害救助資源（医療救急部及び住宅対策部において所掌するものを除く）の配分及び供給に関すること
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	・災害情報相談センターの設置運営に関すること ・災害情報相談センターを通じた安否情報の収集、提供に関すること ・生活関連物資等の価格の安定措置に関すること ・ボランティアの総合調整に関すること	（略）	（略）	（略）	・安否情報の収集、提供に関すること ・災害情報相談センターの設置運営に関すること ・生活関連物資等の価格の安定措置に関すること ・ボランティアの総合調整に関すること
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	経営企画部長 水道部長	（略）	（略）	（略）	管理部長 水道部長	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
救援福祉部 福祉政策課、社会福祉課、地域包括ケア課、高齢者福祉課、ねんりんピック推進課、障害者福祉推進課、障害者支援課、福祉監査課、こども政策課、こども支援課、こども安全課	（略）	（略）	（略）	救援福祉部 福祉政策課、ねんりんピック推進課、社会福祉課、高齢者福祉課、障害者福祉推進課、障害者支援課、福祉監査課、少子政策課、こども政策課、こども支援課、こども安全課	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

16

２（略）
３　指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の役割
○　指定地方行政機関の役割

名称	主な役割
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	１　災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること ２　災害復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言に関すること ３　地殻変動の監視に関すること ４　災害教訓の伝承に関すること
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
関東行政評価局	１　被災者への生活支援情報の提供 ２　専用電話を備えた相談窓口の開設 ３　特別行政相談所の開設

２（略）
３　指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の役割
○　指定地方行政機関の役割

名称	主な役割
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	１　災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること ２　災害復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言に関すること ３　地殻変動の監視に関すること
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）

19

○　自衛隊の役割（略）
○　指定公共機関の役割

名称	主な役割
（略）	（略）
（略）	（略）
ＮＴＴ東日本(株)、（株）ＮＴＴドコモ	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	１　災害応急救護のうち、避難所の設置の支援、医療、助産及び死体の処理（死体の一時保存を除く）を行うこと ２　救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力の連絡

○　自衛隊の役割（略）
○　指定公共機関の役割

名称	主な役割
（略）	（略）
（略）	（略）
東日本電信電話(株)、（株）ＮＴＴドコモ	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	１　災害応急救護のうち、避難所の設置の支援、医療、助産及び死体の処理（死体の一時保存を除く）を行うこと

	調整に関すること ３　各種赤十字奉仕団等のボランティアによる炊き出しや物資配給、その他避難所の運営の支援に関すること ４　赤十字救援物資の配分に関すること ５　血液製剤の供給に関すること ６　義援金の受付及び配分に関すること ７　外国人の安否調査他、応急対応に必要な業務に関すること	２　救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力の連絡調整を行うこと ３　主として赤十字奉仕団の組織を通じ、各種赤十字奉仕団の特性と能力に応じて炊き出し、物資配給、避難所作業、血液及び緊急物資の輸送、安否調査、通信連絡並びに義援金品の募集、配分に関すること
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
東京ガスグループ	（略）	東京ガス（株）・東京ガスネットワーク（株）

22

４（略）
５　災害時応援協定締結団体・事業者の役割
　県は、災害時における応急・復旧業務を円滑に進めるため、団体・事業者と災害時応援協定を締結し、災害時における協力を依頼している。
　県と協定締結団体等は、災害時に協定が有効に機能するよう、平素から連絡体制・応援要請手段等について取り決め、強固な協力関係の下に災害対応が行えるようにする。
　県は、市町村に対して協定を締結すべき相手方などについて適切に助言するよう努めるものとする。

24

第２節　防災体制
第１　県の体制
１　県災害対策本部の機構及び組織
（１）～（３）（略）
（４）物流オペレーションチーム（統括部、農林対策部、産業対策部、輸送部、応援部、関係物流事業者・団体）
　災害対策本部統括部内に物流オペレーションチームを編成し、食料、生活必需品及び防災用資機材等の市町村からの要請受付、調達、配分、開設物資拠点の指定、輸送等を一元的に行う。
　同チームは、関係部から派遣された職員が合同で実施し、それぞれの部が平時から持つ業務ノウハウや関係機関とのネットワーク等の強みを活かしながら、応急対応を実施する。
　また、同チームを災害時に迅速かつ的確に機能させるため、平時から関係部が連携して事前対策を実施することで、災害時に備えた業務ノウハウの向上や関係機関との連携強化を図っておくものである。

（５）（略）
２～４（略）

４（略）
５　災害時応援協定締結団体・事業者の役割
　県は、災害時における応急・復旧業務を円滑に進めるため、団体・事業者と災害時応援協定を締結し、災害時における協力を依頼している。
　県と協定締結団体等は、災害時に協定が有効に機能するよう、平素から連絡体制・応援要請手段等について取り決め、強固な協力関係の下に災害対応が行えるようにする。

第２節　防災体制
第１　県の体制
１　県災害対策本部の機構及び組織
（１）～（３）（略）
（４）物流オペレーションチーム（統括部、農林対策部、産業対策部、輸送部、応援部、関係物流事業者・団体）
　災害対策本部統括部内に物流オペレーションチームを編成し、食料、生活必需品及び防災用資機材等の市町村からの要請受付、調達、配分、開設物資拠点の指定、輸送等を一元的に行う。
　同チームは、関係部から派遣された職員が合同で実施し、それぞれの部が平常時から持つ業務ノウハウや関係機関とのネットワーク等の強みを活かしながら、応急対応を実施する。
　また、同チームを災害時に迅速かつ的確に機能させるため、平常時から関係部が連携して事前対策を実施することで、災害時に備えた業務ノウハウの向上や関係機関との連携強化を図っておくものである。

（５）（略）
２～４（略）

27	５　リエゾン 　消防庁が定める火災・災害等即報要領「第２　即報基準」及び「第３　直接即報基準」に該当し、①危機対策会議等が開催される場合、②被災市町村等のみでは十分な対策を講じることが困難と想定される事案、又は③報道機関に大きく取り上げられるなど社会的影響が高いと考えられる事案のいずれかに該当する場合、被災市町村役場、被災地等での情報収集にあたるため、その必要性に応じて、危機管理防災部職員の中から適切な者を選択し、被災市町村等へリエゾンを派遣する。	
27	６　危機管理・防災予備員制度 （略）	５　危機管理・防災予備員制度 （略）
28	７　災害対応に必要な電源等の確保 （略）	６　災害対応に必要な電源等の確保 （略）
28	８　コンピュータシステムやデータのバックアップ対策 （略）	７　コンピュータシステムやデータのバックアップ対策 （略）
28	９　災害オペレーション支援システムの整備・運用 （略）	８　災害オペレーション支援システムの整備・運用 （略）
28	１０　職員への研修 （略）	９　職員への研修 （略）
	第２　市町村の体制 １～５（略）	第２　市町村の体制 １～５（略）
29	６　職員等への研修 　市町村は、災害時の災害応急対策、その後の災害復旧、復興を迅速かつ円滑に行うため、職員に対し市町村の防災体制等について計画的かつ継続的な研修を実施する。 　また、研修の実施等により自主防災組織の育成、強化を図り、消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。 　なお、研修の企画にあたっては、ジェンダー主流化や要配慮者など多様な視点を踏まえることとする。	６　職員等への研修 　市町村は、災害時の災害応急対策、その後の災害復旧、復興を迅速かつ円滑に行うため、職員に対し市町村の防災体制等について計画的かつ継続的な研修を実施する。 　また、研修の実施等により自主防災組織の育成、強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。 　なお、研修の企画にあたっては、ジェンダー主流化や要配慮者など多様な視点を踏まえることとする。
	第３章　防災訓練 第１節（略） 第２節　現況と実施計画 第１　現況（略）	第３章　防災訓練 第１節（略） 第２節　現況と実施計画 第１　現況（略）
31	第２　実施計画 　災対法第４７条で定める災害予防責任者が、同法第４８条に基づき実施する。なお、実施に当たっては、県が調整・連結機能を発揮し、関係機関が一堂に会した訓練を通じて課題を共有するとともに、災害対応の標準化のため、災害時等の情報収集や関係機関への情報共有、いつまでに何を実行するかという目標設定のフォーマット（様式）等を定めたプロトコール（手順書）を整備することで、関係する機関同士の強固な連結を推進し、県全	第２　実施計画 　災対法第４７条で定める災害予防責任者が、同法第４８条に基づき実施する。なお、実施に当たっては、県が調整・連結機能を発揮し、関係機関が一堂に会した訓練を通じて課題を共有することで、関係する機関同士の強固な連結を推進し、県全体の危機・災害対応力の強化を図る「埼玉版ＦＥＭＡ」を推進する。

	体の危機・災害対応力の強化を図る「埼玉版ＦＥＭＡ」を推進する。 １～５（略） 第４章（略）	 １～５（略） 第４章（略）

埼玉県地域防災計画　新旧対照表

【第２編 震災対策編】

<table>
<tr><th>頁</th><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td></td><td>第１章　総則
第１節（略）
第２節　地震被害想定
第１～第２（略）
第３　想定結果
１～２（略）
＜参考：国の被害想定＞</td><td>第１章総則
第１節（略）
第２節　地震被害想定
第１～第２（略）
第３　想定結果
１～２（略）
＜参考：国の被害想定＞</td></tr>
<tr><td>6</td><td>中央防災会議　防災対策実行会議　首都直下地震対策検討ワーキンググループの被害想定（令和７年12月）</td><td>中央防災会議首都直下地震ワーキンググループの被害想定（平成25年12月）</td></tr>
<tr><td>6</td><td>１　地震動
「首都直下地震モデル・被害想定手法検討会」（座長：平田直東京大学名誉教授）による。
震度分布は次図のとおり。
 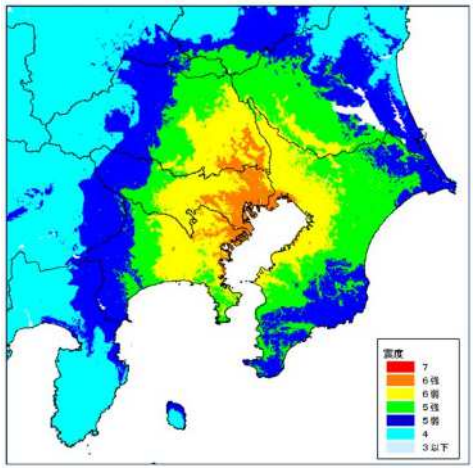

図　震度分布（都心南部直下地震）</td><td>１　地震動
「首都直下地震モデル検討会」（座長：阿部勝征東京大学名誉教授）による。
震度分布は次図のとおり。
 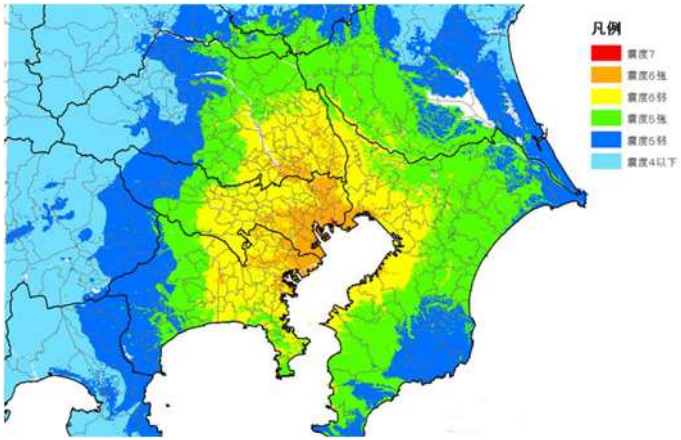

図　震度分布（都心南部直下地震）</td></tr>
<tr><td></td><td>２（略）
３　想定結果</td><td>２（略）
３　想定結果</td></tr>
<tr><td>7</td><td>（１）建物等被害　（　）は埼玉県内の被害（内数）
<table>
<tr><th>項目</th><th>冬・深夜</th><th>夏・昼</th><th>冬・夕</th></tr>
<tr><td>揺れによる全壊</td><td colspan="3">約112,000棟
（約 15,000棟）</td></tr>
<tr><td>液状化による全壊</td><td colspan="3">約20,000棟
（約 4,000棟）</td></tr>
<tr><td>急傾斜地崩壊による全壊</td><td colspan="3">（略）</td></tr>
</table></td><td>（１）建物等被害　（　）は埼玉県内の被害（内数）
<table>
<tr><th>項目</th><th>冬・深夜</th><th>夏・昼</th><th>冬・夕</th></tr>
<tr><td>揺れによる全壊</td><td colspan="3">約175,000棟
（約 21,000棟）</td></tr>
<tr><td>液状化による全壊</td><td colspan="3">約22,000棟
（約 4,900棟）</td></tr>
<tr><td>急傾斜地崩壊による全壊</td><td colspan="3">（略）</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

8

地震火災による焼失	風速３m/s	約 19,000 棟 （約 1,000棟）	約 5,400 棟 （約 500棟）	約 151,000 棟 （約 26,000棟）
	風速８m/s	約 51,000 棟 （約 2,700棟）	約 23,000 棟 （約 1,400棟）	約 268,000 棟 （約 53,000棟）
全壊及び焼失棟数合計	風速３m/s	約 153,000 棟 （約 20,000棟）	約 139,000 棟 （約 19,000棟）	約 285,000 棟 （約 45,000棟）
	風速８m/s	約 185,000 棟 （約 21,000棟）	約 157,000 棟 （約 20,000棟）	約 402,000 棟 （約 72,000棟）
ブロック塀等転倒数		約75,000件		
自動販売機転倒数		約12,000件		
屋外落下物が発生する建物数		約13,000棟		

全壊の定義：（以降、同じ）

住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。なお、建物の構造的な倒壊・崩壊はこの全壊に含まれる。

液状化の場合は、外観目視判定により一見して住家全部もしくは一部の階が倒壊している等の場合、傾斜が1/20 以上の場合、又は住家の床上１ｍまで地盤面下に潜り込んでいる場合が全壊に相当する。液状化による建物全壊等によって人的被害は発生した事例は少ない。

（２）人的被害　（　）は埼玉県内の被害（内数）

項目		冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建物倒壊等による死者		約 7,300 （約 900）	約 4,200 （約 400）	約 5,300 （約600）
うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物		（略）	約 600 （約 80）	約 700 （約 100）
急傾斜地崩壊による死者		（略）	約 40 (−)	約 70 (−)
地震火災による死者	風速３m/s	約 1,400 [約 800] （約 70 [約40]）	約 200 [約 90] （約 20 [約10]）	約 6,800 [約 3,700] （約 1,300 [約700]）
	風速８m/s	約 3,700 [約 2,000] （約 200 [約100]）	約 600 [約 400] （約 40 [約20]）	約 12,000 [約 6,500] （約 2,500 [約1,400]）
ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物による死者		（略）	約 100 （約 10）	約 400 （約 20）
死者数合計	風速３m/s	約 8,800 [約 8,200]	約 4,500 [約 4,500]	約 13,000 [約 9,400]

地震火災による焼失	風速３m/s	約 49,000 棟 （約 3,800棟）	約 38,000 棟 （約 2,000棟）	約 268,000 棟 （約 42,000棟）
	風速８m/s	約 90,000 棟 （約 7,700棟）	約 75,000 棟 （約 5,800棟）	約 412,000 棟 （約 71,000棟）
全壊及び焼失棟数合計	風速３m/s	約 247,000 棟 （約 30,000棟）	約 236,000 棟 （約 28,000棟）	約 465,000 棟 （約 68,000棟）
	風速８m/s	約 287,000 棟 （約 34,000棟）	約 272,000 棟 （約 32,000棟）	約 610,000 棟 （約 97,000棟）
ブロック塀等転倒数		約80,000件		
自動販売機転倒数		約15,000件		
屋外落下物が発生する建物数		約22,000棟		

全壊の定義：（以降、同じ）

住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。なお、建物の構造的な倒壊・崩壊はこの全壊に含まれる。

なお、液状化の場合、外観目視判定により一見して住家全部あるいは一部の階が倒壊している等の場合、あるいは傾斜が1/20 以上の場合、あるいは住家の床上１ｍまで地盤面下に潜り込んでいる場合が全壊に相当する。液状化による建物全壊等によって人的被害は発生した事例は少ない。

（２）人的被害　（　）は埼玉県内の被害（内数）

項目		冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建物倒壊等による死者		約 11,000 （約 1,300）	約 4,400 （約 400）	約 6,400 （約700）
うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物		（略）	約 500 （約 60）	約 600 （約 90）
急傾斜地崩壊による死者		（略）	約 30 (−)	約 60 (−)
地震火災による死者	風速３m/s	約 2,100 ～約 3,800 （約 200 ～約300）	約 500 ～約 900 （約 20 ～約40）	約 5,700 ～約 10,000 （約 900 ～約1,700）
	風速８m/s	約 3,800 ～約 7,000 （約 300 ～約600）	約 900 ～約 1,700 （約 70 ～約100）	約 8,900 ～約 16,000 （約 1,600 ～約3,000）
ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物による死者		（略）	約 200 （約 10）	約 500 （約 20）
死者数合計	風速３m/s	約 13,000 ～約 15,000	約 5,000 ～約 5,400	約 13,000 ～約 17,000

		約1,000 ［約900］	（約400）	約1,900 ［約1,300］
	風速８m/s	約11,000 ［約9,400］ 約1,100 ［約1,000］	約5,000 ［約4,700］ 約400	約18,000 ［約12,000］ 約3,200 ［約2,000］
負傷者数	風速３m/s	約77,000 （約14,000）	約66,000 （約10,000）	約88,000 （約12,000）
	風速８m/s	約80,000 （約14,000）	約68,000 （約10,000）	約98,000 （約14,000）
揺れによる建物被害に伴う要救助者 （自力脱出困難者）		約48,000 （約5,300）	約43,000 （約3,600）	約44,000 （約4,100）

※[]の死者数は、地震火災による死者数における本所区被服廠跡の事例を除いて推計したもの。

第３（略）
第４節～第６節（略）

第２章　施策ごとの具体的計画
第１　自助、共助による防災力の向上

基本方針（略）

14 現　況
○　家具の固定率　70.3%（令和６年度県政サポーター調査）

○　自主防災組織の組織率　93.2%（令和６年４月１日現在）

○　自主防災組織のうち「自主防災リーダー」のいる組織の割合　50.8%　（令和５年度末）

具体的取組
＜予防・事前対策＞
１　自助、共助による県民の防災力の向上（普及啓発・防災教育）
16 （１）取組方針
自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、県民はその自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など平時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど防災への寄与に努めることが求められる。県及び市町村は、自主防災思想の普及、徹底を図り、自助、共助の取組を促進するものとする。

		約1,500 ～約1,600	（約500）	約1,700 ～約2,500
	風速８m/s	約15,000 ～約18,000 約1,700 ～約1,900	約5,500 ～約6,200 約500 ～約600	約16,000 ～約23,000 約2,400 ～約3,800
負傷者数		約109,000 ～約113,000	約87,000 ～約90,000	約112,000 ～約123,000
揺れによる建物被害に伴う要救助者 （自力脱出困難者）		約72,000	約54,000	約58,000

第３（略）
第４節～第６節（略）

第２章　施策ごとの具体的計画
第１　自助、共助による防災力の向上

基本方針（略）

現　況
○　家具の固定率　67.1%（令和５年度県政サポーター調査）

○　自主防災組織の組織率　92.0%（令和５年４月１日現在）

○　自主防災組織のうち「自主防災リーダー」のいる組織の割合　48.6%　（令和４年度末）

具体的取組
＜予防・事前対策＞
１　自助、共助による県民の防災力の向上（普及啓発・防災教育）
（１）取組方針
自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、県民はその自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど防災への寄与に努めることが求められる。県及び市町村は、自主防災思想の普及、徹底を図り、自助、共助の取組を促進するものとする。

16	（２）役割 機関名等：（略） 役割：（略） 機関名等：（略） 役割：（略） 機関名等：（略） 役割：（略） 機関名等：（略） 役割：（略） 機関名等：（略） 役割： ・防災に関する学習 ・火災の予防 ・防災設備（消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー）の設置 ・非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備 ・食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等生活必需品の備蓄（最低３日間（推奨１週間）分を目標） ・自動車へのこまめな満タン給油 ・家具類の転倒防止やガラスの飛散防止対策 ・ブロック塀や自動販売機等、住居回りの安全点検・改修 ・震災時の家族同士の連絡方法の確認（災害用伝言ダイヤル１７１など） ・自主防災組織への参加 ・県や市町村、自治会、自主防災組織等が実施する防災訓練、防災活動への参加 ・近隣居住者との積極的な交流及び地域活動（町内会・自治会の活動等）への参加 ・近隣の要配慮者への配慮 ・住宅の耐震化 ・保険・共済への加入など生活再建に向けた事前の備え ・家庭や地域での防災総点検の実施 ・飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所等での飼養についての準備 ・ボランティアによる防災活動への参加	（２）役割 機関名等：（略） 役割：（略） 機関名等：（略） 役割：（略） 機関名等：（略） 役割：（略） 機関名等：（略） 役割：（略） 機関名等：（略） 役割： ・防災に関する学習 ・火災の予防 ・防災設備（消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー）の設置 ・非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備 ・食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等生活必需品の備蓄（最低３日間（推奨１週間）分を目標） ・自動車へのこまめな満タン給油 ・家具類の転倒防止やガラスの飛散防止対策 ・ブロック塀や自動販売機等、住居回りの安全点検・改修 ・震災時の家族同士の連絡方法の確認（災害用伝言ダイヤル１７１など） ・自主防災組織への参加 ・県や市町村、自治会、自主防災組織等が実施する防災訓練、防災活動への参加 ・近隣居住者との積極的な交流及び地域活動（町内会・自治会の活動等）への参加 ・近隣の要配慮者への配慮 ・住宅の耐震化 ・保険・共済への加入など生活再建に向けた事前の備え ・家庭や地域での防災総点検の実施 ・飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
17	（３）具体的な取組内容 ア　災害に関する各種資料の収集・提供　【県（危機管理防災部）、市町村】 県及び市町村は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。 また、地域における災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、災害伝承の取組を支援する。 住民は、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。	（３）具体的な取組内容 ア　災害に関する各種資料の収集・提供　【県（危機管理防災部）、市町村】 県及び市町村は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。 また、地域における災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、災害伝承の取組を支援する。
18	イ　県民向けの普及啓発　【県（県民生活部、危機管理防災部）、市町村】 ○　地震情報、防災気象情報等の普及・啓発 気象庁、熊谷地方気象台、埼玉県及び市町村は、地震や気象に関する情報を住民が容	イ　県民向けの普及啓発　【県（県民生活部、危機管理防災部）、市町村】

易に理解できるよう、地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報、北海道・三陸沖後発地震注意情報、防災気象情報等の解説に努め、報道機関等の協力を得て、県民に迅速かつ正確な情報を伝達するとともに普及・啓発に努めるものとする。

19 【地震情報の種類、発表基準と内容】

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度３以上	地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度３以上 （津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度１以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度１以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度３以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
推計震度分布図	・震度５弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度１以上を観測した地震のうち長周期地震動階級１以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがあ	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表※。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表※。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から１時間半～２時間程度で発表

	る	
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表。

20 ○　ボランティアによる防災活動への参加促進

県及び市町村は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び県民の関心と理解を深め、参加を促進する。

ウ（略）

２　自主防災組織の育成強化

22 （１）取組方針

大規模災害が発生した際に、被害の防止又は軽減を図るためには、防災機関による応急活動に先立ち、住民自らが被災者の救出救護や避難、出火防止、初期消火等を行うことが必要である。

このため、自主防災組織等の育成、強化を図り、消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の活性化を促す。併せて、女性の責任者又は副責任者を置くことなど、女性の参画の促進に努める。また、ジェンダー主流化の視点を踏まえた知識・訓練を指導できる人材の育成に努める。

23 【自主防災組織の活動内容】

平時	（略）
（略）	（略）

（２）～（３）（略）

３～４（略）

５　事業所等における防災組織等の整備

（１）～（２）（略）

（３）具体的な取組内容

ア～エ（略）

オ　学校の防災計画　　【県（教育局、総務部）、学校管理者】

学校においては、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、外部の専門家や保護者等の協力の下、学校の実態に即した適切な防災計画を立てる。

６ ボランティア等の活動支援体制の整備

（１）（略）

30 （２）役割

ウ（略）

２　自主防災組織の育成強化

（１）取組方針

大規模災害が発生した際に、被害の防止又は軽減を図るためには、防災機関による応急活動に先立ち、住民自らが被災者の救出救護や避難、出火防止、初期消火等を行うことが必要である。

このため、自主防災組織等の育成、強化を図り、消防団等との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の活性化を促す。併せて、女性の責任者又は副責任者を置くことなど、女性の参画の促進に努める。また、ジェンダー主流化の視点を踏まえた知識・訓練を指導できる人材の育成に努める。

【自主防災組織の活動内容】

平常時	（略）
（略）	（略）

（２）～（３）（略）

３～４（略）

５　事業所等における防災組織等の整備

（１）～（２）（略）

（３）具体的な取組内容

ア～エ（略）

オ　学校等の防災計画　　【県（教育局、総務部）、学校管理者】

学校等においては、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、外部の専門家や保護者等の協力の下、学校等の実態に即した適切な防災計画を立てる。

６ ボランティア等の活動支援体制の整備

（１）（略）

（２）役割

	機関名等	役割
	（略）	・災害ボランティアの支援及び活動環境の整備 ・ボランティア関係機関等との情報共有及び連携体制の強化
	（略）	（略）
	（略）	（略）
	（略）	（略）
	（略）	（略）

（３）具体的な取組内容

ア（略）

30 イ　ボランティア関係機関等との情報共有及び連携体制の強化　【県（県民生活部、福祉部、危機管理防災部）、市町村】

県及び市町村は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、彩の国会議、社会福祉協議会、日本赤十字社及び登録被災者援護協力団体等ボランティア関係機関と連携し、日頃からボランティア情報の共有化を促進する。

また、県及び市町村は、ボランティア関係機関等と連携し、平時の登録、ボランティア活動、避難所運営等に関する研修・訓練、災害時における防災ボランティア活動の受入れ・調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について平時から意見交換を行うとともに、研修や訓練を通じて推進するものとする。

31 ウ　登録ボランティア　【県（危機管理防災部、県土整備部、都市整備部、保健医療部）、市町村】

32 （オ）避難生活支援リーダー／サポーター等

市町村は、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努める。

７～８（略）

＜応急対策＞（略）

第２　災害に強いまちづくりの推進

基本方針（略）

37 現　況

○　防災拠点となる施設等の耐震化率 98.0%　（令和６年４月１日現在）

○　住宅の耐震化率　94.7%（令和７年３月末現在）

○　防火地域又は準防火地域の指定状況　（令和７年４月１日現在）
防火地域　820.3ha、準防火地域　10,007.0ha

機関名等	役割
（略）	・災害ボランティアの支援及び活動環境の整備 ・ボランティア関係機関等との情報共有
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）

（３）具体的な取組内容

ア（略）

イ　ボランティア関係機関等との情報共有　【県（県民生活部、福祉部、危機管理防災部）、市町村】

県及び市町村は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティア関係機関等と連携し、日頃からボランティア情報の共有化を促進する。

ウ　登録ボランティア　【県（危機管理防災部、県土整備部、都市整備部、保健医療部）】

７～８（略）

＜応急対策＞（略）

第２　災害に強いまちづくりの推進

基本方針（略）

現　況

○　防災拠点となる施設等の耐震化率　97.5%（令和５年１０月１日現在）

○　住宅の耐震化率　94.4%（令和６年３月末現在）

○　防火地域又は準防火地域の指定状況　（令和６年４月１日現在）
防火地域　820.3ha、準防火地域　9,884.0ha

	○　土地区画整理事業の実施　24,856ha（令和７年３月末現在） ○　被災建築物応急危険度判定士登録者数　6,732人（令和７年３月末） ○　被災宅地危険度判定士登録者数　2,214人（令和７年４月１日現在） ＜予防・事前対策＞ １～２（略） ３　空き家対策 （１）取組方針 　市町村は、平時より、災害による被害が予想される空き家等の状況を確認し、所有者等に対し必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。 （２）～（３）（略） ４～８（略） ９　河川・ダム等の予防対策 （１）～（２）（略） （３）具体的な取組内容　【県（農林部、県土整備部、企業局）、市町村】 ア　河川　【県（県土整備部）】	○　土地区画整理事業の実施　24,765ha（令和６年３月末現在） ○　被災建築物応急危険度判定士登録者数　6,674人（令和６年３月末） ○　被災宅地危険度判定士登録者数　2,253人（令和６年４月１日現在） ＜予防・事前対策＞ １～２（略） ３　空き家対策 （１）取組方針 　市町村は、平常時より、災害による被害が予想される空き家等の状況を確認し、所有者等に対し必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。 （２）～（３）（略） ４～８（略） ９　河川・ダム等の予防対策 （１）～（２）（略） （３）具体的な取組内容　【県（農林部、県土整備部、企業局）、市町村】 ア　河川　【県（県土整備部）】
44		
49	実施機関：（略） 震災予防対策： 　県内は、直轄管理の利根川、荒川、江戸川等や県管理の小山川、福川、新河岸川等を除き、高築堤の河川は少なく、大部分が掘込河道であるため、破堤による危険は比較的少ない。しかし、このため、下流端（本川合流点）に水門と排水機場を設置し、内水排除を行わなければならない河川が多い。 　県南部及び東部地域においては地盤沈下が進行し、平時の自然排水が困難となっている。 　このため、逆流防止水門及び排水ポンプの機能は、洪水時のみならず平時においても重要な役割を果たしており、万一この逆流水門及び排水ポンプが破損又は機能を損ねた場合は、県南地域の県民の人命及び財産に莫大な被害を与えることになる。 　このため、県は水門や排水機場の耐震化を進める。 　また、埼玉県水防情報システムの充実に努め、河川や降雨に関する的確な情報収集を行い、出水に迅速に対応できる体制をとる。	実施機関：（略） 震災予防対策： 　県内は、直轄管理の利根川、荒川、江戸川等や県管理の小山川、福川、新河岸川等を除き、高築堤の河川は少なく、大部分が掘込河道であるため、破堤による危険は比較的少ない。しかし、このため、下流端（本川合流点）に水門と排水機場を設置し、内水排除を行わなければならない河川が多い。 　県南部及び東部地域においては地盤沈下が進行し、平常時の自然排水が困難となっている。 　このため、逆流防止水門及び排水ポンプの機能は、洪水時のみならず平常時においても重要な役割を果たしており、万一この逆流水門及び排水ポンプが破損又は機能を損ねた場合は、県南地域の県民の人命及び財産に莫大な被害を与えることになる。 　このため、県は水門や排水機場の耐震化を進める。 　また、埼玉県水防情報システムの充実に努め、河川や降雨に関する的確な情報収集を行い、出水に迅速に対応できる体制をとる。
50	イ　ダム、ため池　【県（県土整備部、農林部、企業局）、市町村】 実施機関：（略） 震災予防対策： 　１　ダム 　県土整備部、企業局が所管しているダム施設は、ダム設計基準（日本大ダム会議）に基づいて、設置されている。 　ダム本体、貯水池及びダムに係る施設等については、各ダムで定められた操作規則により点検及び整備を行う。	イ　ダム、ため池　【県（県土整備部、農林部、企業局）、市町村】 実施機関：（略） 震災予防対策： 　１　ダム 　県土整備部、企業局が所管しているダム施設は、ダム設計基準（日本大ダム会議）に基づいて、設置されている。 　ダム本体、貯水池及びダムに係る施設等については、各ダムで定められた操作規則により点検及び整備を行う。

	２　ため池 比企郡、入間郡及び児玉郡を中心に467箇所のため池があり、これらの多くは築年代が古く老朽化が進んでいる。このうち245箇所は決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池となっている。 このため、現況調査に基づいて改修の必要性及び緊急性について判断するとともに、ため池の管理主体に対して安全管理の指導を行う。 特に老朽化の著しいもの及び調査の結果、構造に問題のある防災重点農業用ため池については、各施設の緊急度を判定し、速やかに施設の補強、改善を行うとともに適切な維持管理を行うよう市町村や土地改良区等の管理主体を指導する。 また、県及び市町村は、防災重点農業用ため池のハザードマップの作成配布等を計画的に推進し、地域の安全性の確保を図る。	２　ため池 比企郡、入間郡及び児玉郡を中心に467箇所のため池があり、これらの多くは築年代が古く老朽化が進んでいる。このうち244箇所は決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池となっている。 このため、現況調査に基づいて改修の必要性及び緊急性について判断するとともに、ため池の管理主体に対して安全管理の指導を行う。 特に老朽化の著しいもの及び調査の結果、構造に問題のある防災重点農業用ため池については、各施設の緊急度を判定し、速やかに施設の補強、改善を行うとともに適切な維持管理を行うよう市町村や土地改良区等の管理主体を指導する。 また、県及び市町村は、防災重点農業用ため池のハザードマップの作成配布等を計画的に推進し、地域の安全性の確保を図る。

	１０～１１　（略）	１０～１１　（略）
54	１２　孤立化地域対策 （１）取組方針 市町村は、大規模災害が発生した場合に孤立するおそれのある地域（以下「孤立化地域」という。）について、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備する。 また、孤立化地域で地上回線が途絶した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制の確保を推進するものとする。 県は市町村の取組を自主防災組織の強化等の取組を通じて支援する。また、「埼玉版ＦＥＭＡ」により、県が調整・連結機能を発揮し、関係機関が一同に介した訓練を通じて課題を共有することで、関係する機関同士の強固な連結を推進し、県全体の危機・災害対応力の強化を図る。	１２　孤立化地域対策 （１）取組方針 市町村は、大規模災害が発生した場合に孤立するおそれのある地域（以下「孤立化地域」という。）について、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備する。 県は市町村の取組を自主防災組織の強化等の取組を通じて支援する。また、「埼玉版ＦＥＭＡ」により、県が調整・連結機能を発揮し、関係機関が一同に介した訓練を通じて課題を共有することで、関係する機関同士の強固な連結を推進し、県全体の危機・災害対応力の強化を図る。
54	（２）役割	（２）役割

機関名等	役割
（略）	・孤立化地域における食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資の備蓄 ・孤立化地域との衛星通信などによる双方向の情報連絡体制の確保
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）

機関名等	役割
（略）	・孤立化地域における食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資の備蓄
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）

	＜応急対策＞ １　公共施設等の応急対策 （１）～（２）（略）	＜応急対策＞ １　公共施設等の応急対策 （１）～（２）（略）
55	（３）具体的な取組内容 ア　公共建築物　【県（各部）、市町村、防災関係機関】	（３）具体的な取組内容 ア　公共建築物　【県（各部）、市町村、防災関係機関】

○　被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定
余震等による二次的な災害を防止することを目的に、被災した建築物及び宅地の危険性を、主として目視等によって判定する。

（略）	各施設管理者からの被害状況報告に基づき、建築物及び宅地の危険性を確認するための建築物の応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施し、二次災害の防止を図るとともに、建築物及び宅地の使用可能性について判断する。この場合、必要に応じて各部主管課を経由し、災害対策本部統括部に応急危険度判定士の派遣要請を行う（勤務時間外の場合、災害対策本部、支部が設置される施設は、判定士が直接参集）。被災宅地危険度判定が必要な場合は、災害対策本部住宅対策部に被災宅地危険度判定士の派遣要請を行う。
（略）	（略）

56　イ　その他公共施設等
（ア）（略）
（イ）畜産施設等　　【県（農林対策部）、市町村】
○　県の対応
地震により家畜及び畜産施設が被害を受けた場合は、各農林振興センターからの被害報告に基づき、家畜の防疫及び飼料等の確保を図る。

56　○　市町村の対応
市町村長は地震が発生した場合、家畜及び畜産施設等の被害状況を次のとおり農林振興センターに報告する。

・北足立郡	さいたま農林振興センター
・入間郡	川越農林振興センター
・比企郡　秩父郡（東秩父村のみ）	東松山農林振興センター
・秩父郡（東秩父村を除く）	秩父農林振興センター
・児玉郡	本庄農林振興センター
・大里郡	大里農林振興センター
・北埼玉郡	加須農林振興センター
・南埼玉郡　北葛飾郡	春日部農林振興センター

＜復旧対策＞（略）

第３　交通ネットワーク・ライフライン等の確保

基本方針（略）

現況
64　○　道路施設の現況

実施機関	県内管理道路延長	道路施設等の現況
（略）	（略）	（略）

○　被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定
余震等による二次的な災害を防止することを目的に、被災した建築物及び宅地の危険性を、主として目視等によって判定する。

（略）	各施設管理者からの被害状況報告に基づき、建築物及び宅地の危険性を確認するための建築物の応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施し、二次災害の防止を図るとともに、建築物及び宅地の使用可能性について判断する。この場合、必要に応じて住宅対策部に応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣要請を行う。
（略）	（略）

イ　その他公共施設等
（ア）（略）
（イ）畜産施設等　　【県（農林対策部）、市町村】
○　県の対応
地震により家畜及び畜産施設が被害を受けた場合は、各家畜保健衛生所からの被害報告に基づき、家畜の防疫及び飼料等の確保を図る。

○　市町村の対応
市町村長は地震が発生した場合、家畜及び畜産施設等の被害状況を次のとおり家畜保健衛生所に報告する。

・北足立郡　南埼玉郡　北葛飾郡	中央家畜保健衛生所
・入間郡　比企郡	川越家畜保健衛生所
・大里郡　児玉郡　秩父郡　北埼玉郡	熊谷家畜保健衛生所

＜復旧対策＞（略）

第３　交通ネットワーク・ライフライン等の確保

基本方針（略）

現況
○　道路施設の現況

実施機関	県内管理道路延長	道路施設等の現況
（略）	（略）	（略）

（略）	28.8km	（略）
（略）	317.7km	（略）
（略）	2,769.9km	（略）
（略）	375.5km	（略）
（略）	43,959.8km	（略）
（略）	47,668.3km	（略）

66

具体的取組

＜予防・事前対策＞

１　交通関連施設の安全確保

（１）（略）

（２）役割

機関名等	役割
（略）	（略）
（略）	・道路整備の推進 ・橋梁の耐震化の推進 ・道路啓開計画の作成及び資機材の確保
（略）	（略）

67

（３）具体的な取組内容

ア　道路整備の推進　　【県（県土整備部）、関東地方整備局、東日本高速道路（株）】

【早期整備を推進する道路】

名称	概要
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
東埼玉道路 （一般国道４号）	・区間　八潮市八條（外環道）～春日部市下柳（国道１６号） ・延長　約１８ｋｍ （自動車専用部　八潮市八條～松伏町田島間　約９．５ｋｍ事業中） （一般部　約９．５ｋｍは供用中。松伏町田島～春日部市水角間　約４．９ｋｍ事業中）

（略）	29.1km	（略）
（略）	296.1km	（略）
（略）	2、775.2km	（略）
（略）	374.5km	（略）
（略）	43、777.2km	（略）
（略）	47、466.4km	（略）

具体的取組

＜予防・事前対策＞

１　交通関連施設の安全確保

（１）（略）

（２）役割

機関名等	役割
（略）	（略）
（略）	・道路整備の推進 ・橋梁の耐震化の推進
（略）	（略）

（３）具体的な取組内容

ア　道路整備の推進　　【県（県土整備部）、関東地方整備局、東日本高速道路（株）】

【早期整備を推進する道路】

名称	概要
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
東埼玉道路 （一般国道４号）	・区間　八潮市八條（外環道）～春日部市下柳（国道１６号） ・延長　約１８ｋｍ （自動車専用部　八潮市八條～松伏町田島間　約９．５ｋｍ事業中） （一般部　約６ｋｍは供用中。吉川市川藤～春日部市水角間　約８．７ｋｍ事業中）

<table>
<tr>
<td></td>
<td> 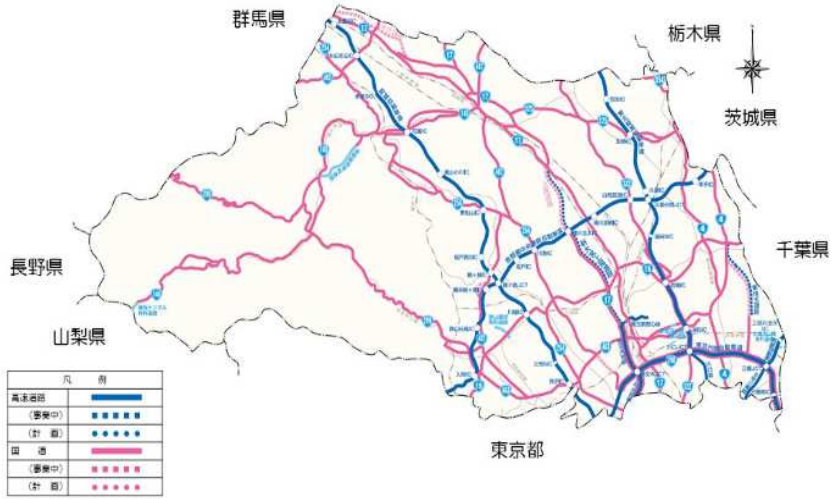

イ～エ（略）
70 オ　道路啓開計画の作成及び資機材の確保　【道路管理者】
道路管理者は、自然災害発生後の道路の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害においては火山噴出物等の道路の障害物除去、雪害においては道路の除雪を含む。）による道路啓開を迅速に行うため、道路法等に基づき、協議会の設置によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画を作成するとともに、定期的な見直しを行うものとする。
また、道路管理者は、当該計画も踏まえて、道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結を推進するものとする。

２　緊急輸送道路の指定・復旧体制の整備
（１）～（２）　（略）
（３）具体的な取組内容
ア～エ（略）

オ　応急復旧資機材の整備
【県（県土整備部）、市町村、関東地方整備局、東日本高速道路（株）、首都高速道路（株）】
73 ○　県（県土整備部）及び市町村
平時から、応急復旧資機材の整備を行う。また(一社)埼玉県建設業協会等との連絡を密にして、使用できる建設機械等の把握を行う。

３　ライフラインの確保
（１）～（２）　（略）</td>
<td> 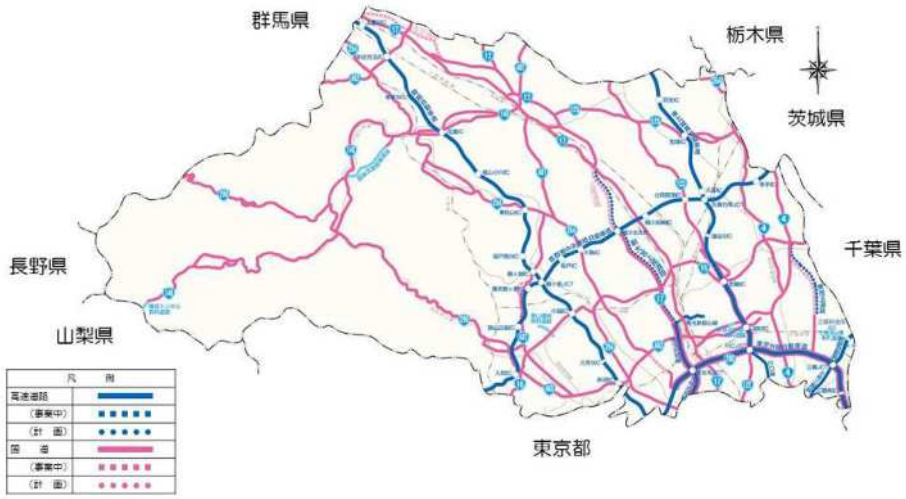

イ～エ（略）

２　緊急輸送道路の指定・復旧体制の整備
（１）～（２）　（略）
（３）具体的な取組内容
ア～エ（略）

オ　応急復旧資機材の整備
【県（県土整備部）、市町村、関東地方整備局、東日本高速道路（株）、首都高速道路（株）】
○　県（県土整備部）及び市町村
平常時から、応急復旧資機材の整備を行う。また(一社)埼玉県建設業協会等との連絡を密にして、使用できる建設機械等の把握を行う。

３　ライフラインの確保
（１）～（２）　（略）</td>
</tr>
</table>

（３）具体的な取組内容

ア～イ（略）

77 ウ　上水道施設の震災予防対策　【県（企業局）、市町村】

（ア）県

施設名	震災対策
（略）	（略）
（略）	①　送水管路は、離脱防止機能を備えた耐震継手管を採用することにより、耐震化を図る。 ②　震災時における応急給水等に対応するため、浄水場や中継ポンプ所を耐震化し、浄水池や送水調整池に備蓄水を確保している。 ③　応急給水のための給水栓（給水車用、住民等用）を浄水場、中継ポンプ所に整備している。また、応急給水装置を備蓄している。 ④　復旧工事に必要な応急復旧資機材を、浄水場で備蓄している。 ⑤　送水管の空気弁に設置可能な応急給水装置を整備している。

78 （イ）市町村、水道企業団

被害としては、上水道延べ25,940kmの配水管路において、約9,400箇所の損傷並びに継手部の漏水が予想され、特に軟弱地盤地域においては、被害発生の危険性が高い。

市町村は、各地域の地盤の状況等も考慮し、既存石綿セメント管を耐震性を有するダクタイル鋳鉄管に布設替えする等配水管の耐震化及び浄水施設等の耐震強化に関する計画を策定し、それに基づいて耐震強化対策を実施していくものとする。

エ～オ（略）

79 カ　通信設備の震災予防対策　【ＮＴＴ東日本（株）、(株)ＮＴＴドコモ埼玉支店】

（ア）通信設備の安全対策

災害時においても重要通信の確保ができるよう平素から設備の防災構造化を実施し、かつ通信伝送路の整備拡充を図るとともに、災害が発生した場合においては、ＮＴＴ東日本（株）の各機関にも災害対策本部を設置し、要員、資材及び輸送力等を最大限に利用して通信の疎通と設備の早期復旧を図るものとする。

（イ）平時の取組

○ 171(災害用伝言ダイヤル)・web171（災害用伝言板）（※１）、災害用伝言板（※２）のＰＲに努める。

※１　ＮＴＴ東日本（株）提供

※２　携帯電話事業者提供

81 キ　ライフライン施設の優先復旧順位の事前決定　【ライフライン事業者】

ライフライン事業者は、防災上重要な建築物（災害対策本部が設置される施設、医療救護活動施設、応急対策活動施設、避難収容施設、社会福祉施設）に配慮し、あらかじめ優先復旧順位を定める。

水道事業者及び下水道管理者は、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管については、迅速に復旧できるよう、被災

（３）具体的な取組内容

ア～イ（略）

ウ　上水道施設の震災予防対策　【県（企業局）、市町村】

（ア）県

施設名	震災対策
（略）	（略）
（略）	①　送水管路は、離脱防止機能を備えた耐震継手管を採用することにより、耐震化を図る。 ②　震災時における応急給水等に対応するため、浄水場や中継ポンプ所に送水調整池を拡張整備するとともに、既存施設の耐震化を図っている。 ③　応急給水のための給水栓（給水車用、住民等用）を浄水場、中継ポンプ所に整備している。また、応急給水装置を備蓄している。 ④　復旧工事に必要な応急復旧資機材を、浄水場で備蓄している。 ⑤　送水管の空気弁に設置可能な応急給水装置を整備している。

（イ）市町村、水道企業団

被害としては、上水道延べ25、940kmの配水管路において、約9、400箇所の損傷並びに継手部の漏水が予想され、特に軟弱地盤地域においては、被害発生の危険性が高い。

市町村は、各地域の地盤の状況等も考慮し、既存石綿セメント管を耐震性を有するダクタイル鋳鉄管に布設替えする等配水管の耐震化及び浄水施設等の耐震強化に関する計画を策定し、それに基づいて耐震強化対策を実施していくものとする。

エ～オ（略）

カ　通信設備の震災予防対策　【東日本電信電話（株）、(株)ＮＴＴドコモ埼玉支店】

（ア）通信設備の安全対策

災害時においても重要通信の確保ができるよう平素から設備の防災構造化を実施し、かつ通信伝送路の整備拡充を図るとともに、災害が発生した場合においては、東日本電信電話（株）の各機関にも災害対策本部を設置し、要員、資材及び輸送力等を最大限に利用して通信の疎通と設備の早期復旧を図るものとする。

（イ）平時の取組

○ 171(災害用伝言ダイヤル)・web171（災害用伝言板）（※１）、災害用伝言板（※２）のＰＲに努める。

※１　東日本電信電話（株）提供

※２　携帯電話事業者提供

キ　ライフライン施設の優先復旧順位の事前決定　【ライフライン事業者】

ライフライン事業者は、防災上重要な建築物（災害対策本部が設置される施設、医療救護活動施設、応急対策活動施設、避難収容施設、社会福祉施設）に配慮し、あらかじめ優先復旧順位を定める。

者への支援や斡旋などの体制構築に努めるものとする。

ク（略）

４　（略）

＜応急対策＞
１～３（略）
４　ライフライン施設の応急対策
（１）～（２）（略）
（３）具体的な取組内容
ア～エ（略）
96　オ　電気通信設備の災害対策　【ＮＴＴ東日本（株）埼玉事業部】
災害等により電気通信設備に著しい被害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、ＮＴＴ東日本（株）埼玉事業部が実施する応急対策は次のとおりである。
97　○　災害時の広報
・災害用伝言ダイヤル等を利用した場合、交換機のふくそうトーキ案内、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体と協力体制により、テレビ・ラジオ等で利用案内を実施する。

＜復旧対策＞
１　ライフライン施設の早期復旧
（１）～（２）（略）
（３）具体的な取組内容
ア～エ（略）
102　オ　電気通信設備の災害対策　【ＮＴＴ東日本(株)埼玉事業部】
災害等により電気通信設備に著しい被害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、ＮＴＴ東日本(株)埼玉事業部が実施する復旧対策は次のとおりである。

第４　応急対応力の強化
基本方針（略）

現況
104　○　県の防災活動拠点
【県の防災活動拠点の概要】

防災活動拠点	救援物資		活動要員集結機能	被災者等避難機能	訓練研修機能	備考
	備蓄機能	集配機能				
（略）			（略）		（略）	（略）
（略）	（略）		（略）		（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）		（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）			（略）	（略）	（略）
（略）		（略）			（略）	（略）

ク（略）

４　（略）

＜応急対策＞
１～３（略）
４　ライフライン施設の応急対策
（１）～（２）（略）
（３）具体的な取組内容
ア～エ（略）
オ　電気通信設備の災害対策　【東日本電信電話（株）埼玉事業部】
災害等により電気通信設備に著しい被害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、東日本電信電話（株）埼玉事業部が実施する応急対策は次のとおりである。
○　災害時の広報
・災害用伝言ダイヤル等を利用した場合、交換機よりのふくそうトーキ案内、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体と協力体制により、テレビ・ラジオ等で利用案内を実施する。

＜復旧対策＞
１　ライフライン施設の早期復旧
（１）～（２）（略）
（３）具体的な取組内容
ア～エ（略）
オ　電気通信設備の災害対策　【東日本電信電話(株)埼玉事業部】
災害等により電気通信設備に著しい被害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、東日本電信電話(株)埼玉事業部が実施する復旧対策は次のとおりである。

第４　応急対応力の強化
基本方針（略）

現況
○　県の防災活動拠点
【県の防災活動拠点の概要】

防災活動拠点	救援物資		活動要員集結機能	被災者等避難機能	訓練研修機能	備考
	備蓄機能	集配機能				
（略）			（略）		（略）	（略）
（略）	（略）		（略）		（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）		（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）			（略）	（略）	（略）
（略）		（略）			（略）	（略）

（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）		（略）	（略）
（略）	（略）		（略）		（略）	（略）
消防学校	（略）		（略）		（略）	緊急消防援助隊受援時の進出拠点・宿営地の優先候補地
（略）			（略）			（略）

具体的取組

＜予防・事前対策＞

1　応急活動体制の整備

108 （１）取組方針

県、市町村、防災機関等は、災害応急対策を速やかに実施するため、災害対策本部等の体制を整備する。

また、業務継続計画（BCP）及び各種マニュアルを整備し、災害時優先業務が円滑に実施できる体制を整備する。

なお、県及び市町村は、災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。

（２）（略）

（３）具体的な取組内容

ア～イ（略）

109 ウ　電源、非常用通信手段等の確保

【県（危機管理防災部、関係部局）、市町村、防災関係機関】

県は、県庁舎を始めとする主な防災拠点において、ライフラインの長期途絶や石油系燃料の補給が不可能な事態に備え、商用電源以外の電源確保や非常用発電設備の燃料の多重化を進め、十分な期間（最低３日間）の発電が可能となるよう体制を整備する。併せて、再生可能エネルギーや蓄電池、電気自動車（ＥＶ）、コージェネレーションシステム等の導入により、災害に強く環境負荷の小さい自立・分散型のエネルギー供給体制の構築に努める。また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や、行政機関間における情報共有や孤立集落の状況把握、派遣職員等が活動する場合を想定した衛星通信を活用したインターネット機器の整備・活用、通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図るとともに定期的な訓練等を通じた平時からの連携体制を構築するものとする。（市町村や災害拠点病院等の災害応急対策に係る機関も同様の取組を行うものとする。）

併せて、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

エ～キ（略）

２～５（略）

（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）		（略）	（略）
（略）	（略）		（略）		（略）	（略）
消防学校	（略）		（略）		（略）	
（略）			（略）			（略）

具体的取組

＜予防・事前対策＞

1　応急活動体制の整備

（１）取組方針

県、市町村、防災機関等は、災害応急対策を速やかに実施するため、災害対策本部等の体制を整備する。

また、業務継続計画（BCP）及び各種マニュアルを整備し、災害時優先業務が円滑に実施できる体制を整備する。

（２）（略）

（３）具体的な取組内容

ア～イ（略）

ウ　電源、非常用通信手段等の確保

【県（危機管理防災部、関係部局）、市町村、防災関係機関】

県は、県庁舎を始めとする主な防災拠点において、ライフラインの長期途絶や石油系燃料の補給が不可能な事態に備え、商用電源以外の電源確保や非常用発電設備の燃料の多重化を進め、十分な期間（最低３日間）の発電が可能となるよう体制を整備する。併せて、再生可能エネルギーや蓄電池、電気自動車（ＥＶ）、コージェネレーションシステム等の導入により、災害に強く環境負荷の小さい自立・分散型のエネルギー供給体制の構築に努める。また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や、行政機関間における情報共有や孤立集落の状況把握、派遣職員等が活動する場合を想定した衛星通信を活用したインターネット機器の整備・活用、通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図るとともに定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制を構築するものとする。（市町村や災害拠点病院等の災害応急対策に係る機関も同様の取組を行うものとする。）

併せて、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

エ～キ（略）

２～５（略）

	６　相互応援の体制整備等 （１）～（２）　（略） （３）具体的な取組内容 ア～イ（略） ウ　応援受入体制の整備　【県（関係部局）、市町村】	６　相互応援の体制整備等 （１）～（２）　（略） （３）具体的な取組内容 ア～イ（略） ウ　応援受入体制の整備　【県（関係部局）、市町村】
115	○　県、市町村が行う対策 ・県は、外部からの応援を迅速かつ円滑に応援を受け入れる体制を確保するため、「埼玉県広域受援計画」を策定している。市町村も広域受援計画の策定に努めるものとする。県は、市町村の受援計画の実効性の確保に向けて、適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。 ・応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。 ・市町村は、応援職員が担う業務範囲に限定した簡易な避難所運営マニュアルを整備しておく。 ・感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理を徹底するものとする。また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。さらに、応援職員が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮する。 ・応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリストを作成する。作成したリストは定期的な見直しに努める。 ・県及び市町村は、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努めるものとする。 ・消防、警察等の応援部隊が被災地で活動するための活動拠点や応援物資の受入拠点を定めるともに、拠点の運営体制を整備する。 ・防災関係機関への応援・協力要請等の手続が円滑に行えるよう、あらかじめ要請手続、要請内容、経費負担等に関する協定の締結又は事前協議を行い、その内容をマニュアル化して職員への周知徹底を図るとともに、平時から訓練及び情報交換等を実施する。 ・情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化に努める。	○　県、市町村が行う対策 ・県は、外部からの応援を迅速かつ円滑に応援を受け入れる体制を確保するため、「埼玉県広域受援計画」を策定している。市町村も広域受援計画の策定に努めるものとする。 ・応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。 ・市町村は、応援職員が担う業務範囲に限定した簡易な避難所運営マニュアルを整備しておく。 ・感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理を徹底するものとする。また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。さらに、応援職員が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮する。 ・応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリストを作成する。作成したリストは定期的な見直しに努める。 ・消防、警察等の応援部隊が被災地で活動するための活動拠点や応援物資の受入拠点を定めるともに、拠点の運営体制を整備する。 ・防災関係機関への応援・協力要請等の手続が円滑に行えるよう、あらかじめ要請手続、要請内容、経費負担等に関する協定の締結又は事前協議を行い、その内容をマニュアル化して職員への周知徹底を図るとともに、平常時から訓練及び情報交換等を実施する。 ・情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化に努める。
	＜応急対策＞ １～３（略） ４　応急措置 （１）～（２）（略） （３）具体的な取組内容 ア　知事等の応急措置	＜応急対策＞ １～３（略） ４　応急措置 （１）～（２）（略） （３）具体的な取組内容 ア　知事等の応急措置
123	（オ）市町村による応急措置の実施の要請 市町村は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要	

	請をするよう求めるものとする。 　市町村は、この要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。 イ～エ（略） ５～６（略） ７　自衛隊災害派遣 （１）～（２）（略） （３）具体的な取組内容 ア　災害派遣活動	イ～エ（略） ５～６（略） ７　自衛隊災害派遣 （１）～（２）（略） （３）具体的な取組内容 ア　災害派遣活動
130	○　災害派遣実施の判断 ・自衛隊は、庁舎、営舎その他防衛省の施設又はこれらの近傍に、火災その他の災害が発生した場合、部隊等の長は部隊等を派遣することができる。 イ～オ（略） ８～１０（略） 第５　情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備 基本方針（略） 現況	○　災害派遣実施の判断 ・自衛隊は、庁舎、営舎その他防衛庁の施設又はこれらの近傍に、火災その他の災害が発生した場合、部隊等の長は部隊等を派遣することができる。 イ～オ（略） ８～１０（略） 第５　情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備 基本方針（略） 現況
143	○　各種情報システムの整備状況 ・県は、広域的な被害状況等を把握するため、次のシステムを整備・導入している。 ・埼玉県災害オペレーション支援システム ・震度情報ネットワークシステム ・防災行政無線システム（地上系、衛星系） ・防災ヘリコプター及び県警ヘリコプターからの映像電送システム ・県土整備部川の防災情報システム ・全国瞬時警報システム（J-ALERT） ・緊急情報ネットワークシステム（Em-Net） ・気象庁や国土交通省等の各種災害通報システム ・新総合防災情報システム（SOBO-WEB）	○　各種情報システムの整備状況 ・県は、広域的な被害状況等を把握するため、次のシステムを整備・導入している。 ・埼玉県災害オペレーション支援システム ・震度情報ネットワークシステム ・防災行政無線システム（地上系、衛星系） ・防災ヘリコプター及び県警ヘリコプターからの映像電送システム ・県土整備部川の防災情報システム ・全国瞬時警報システム（J-ALERT） ・緊急情報ネットワークシステム（Em-Net） ・気象庁や国土交通省等の各種災害通報システム ・総合防災情報システム（SOBO-WEB）
143	○　県の情報通信設備 ・防災行政無線 ＜地上系＞ 　地上系防災行政無線は246箇所（令和７年４月１日現在）に整備している。 　統制局を県庁に置き、無線局を支部局及び県土整備事務所ほか計２８箇所に、有線端末局を全246箇所に設置している。	○　県の情報通信設備 ・防災行政無線 ＜地上系＞ 　地上系防災行政無線は246箇所（令和６年４月１日現在）に整備している。 　統制局を県庁に置き、無線局を支部局及び県土整備事務所ほか２８箇所に、有線端末局を無線局以外の箇所に設置している。

	無線局については、中継局を除き広域イーサ網に接続して二重化している。 有線端末局は、主要な県地域機関、市町村、消防本部、主要な防災関係機関に設置し、広域イーサ網に接続している。 その他に全県移動局264局を保有している。 ＜衛星系＞ 衛星系防災行政無線は177局（令和7年４月１日現在）を整備しているほか、４台（県庁１台、熊谷防災基地１台、浦和合同庁舎１台、埼玉西部地域消防指令センター１台）の可搬型衛星局を保有している。	無線局については、中継局を除き広域イーサ網に接続して二重化している。 有線端末局は、主要な県地域機関、市町村、消防本部、主要な防災関係機関に設置し、広域イーサ網に接続している。 その他に全県移動局264局を保有している。 ＜衛星系＞ 衛星系防災行政無線は177局（令和年４月１日現在）を整備しているほか、４台（県庁１台、熊谷防災基地１台、浦和合同庁舎１台、埼玉西部地域消防指令センター１台）の可搬型衛星局を保有している。
144	○　市町村同報系防災行政無線 市町村の同報系防災行政無線設備は、56市町村（令和６年３月３１日現在）で設置されている。	○　市町村同報系防災行政無線 市町村の同報系防災行政無線設備は、58市町村（令和３年３月３１日現在）で設置されている。
	具体的取組 ＜予防・事前対策＞ １　情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備 （１）～（２）（略） （３）具体的な取組内容 ア～イ（略）	具体的取組 ＜予防・事前対策＞ １　情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備 （１）～（２）（略） （３）具体的な取組内容 ア～イ（略）
147	ウ　情報共有・伝達体制の整備【県（危機管理防災部、各部局）、市町村、防災関係機関】 県は、災害や被害の情報等について、県や市町村、防災関係機関等で共有するための各種情報システム及び情報通信設備等の整備に努める。また、県民に対し、迅速かつ的確に情報提供できるシステムを整備する。 県、市町村及び防災関係機関は、国（内閣府）が災害対応に必要な情報項目を標準化するため整備した災害対応基本共有情報（ＥＥＩ）に基づいた関係機関との迅速な情報連携を行えるよう、あらかじめ、関連システムの整備に努めるものとする。 県、市町村及び防災関係機関は、避難所、地域機関、防災活動拠点、地域住民及び事業所等に対し災害情報等を迅速に伝達する体制を整備する。その際、防災行政無線（戸別受信機を含む）、アマチュア無線、タクシー無線、広報車、テレビ（ＣＡＴＶシステム、データ放送、ワンセグ放送を含む）、ラジオ（コミュニティＦＭ放送、臨時災害放送局）、ホームページ、スマートフォンアプリ、登録制メール、緊急速報メール、デジタルサイネージ、ＳＮＳ（Ｘ、フェイスブック、ＬＩＮＥ）、Ｌアラート（災害情報共有システム）、道路情報表示板等を有効に活用する。	ウ　情報共有・伝達体制の整備【県（危機管理防災部、各部局）、市町村、防災関係機関】 県は、災害や被害の情報等について、県や市町村、防災関係機関等で共有するための各種情報システム及び情報通信設備等の整備に努める。また、県民に対し、迅速かつ的確に情報提供できるシステムを整備する。 県、市町村及び防災関係機関は、避難所、地域機関、防災活動拠点、地域住民及び事業所等に対し災害情報等を迅速に伝達する体制を整備する。その際、防災行政無線（戸別受信機を含む）、アマチュア無線、タクシー無線、広報車、テレビ（ＣＡＴＶシステム、データ放送、ワンセグ放送を含む）、ラジオ（コミュニティＦＭ放送、臨時災害放送局）、ホームページ、スマートフォンアプリ、登録制メール、緊急速報メール、デジタルサイネージ、ＳＮＳ（Ｘ、フェイスブック、ＬＩＮＥ）、Ｌアラート（災害情報共有システム）、道路情報表示板等を有効に活用する。
147	エ　防災行政無線等の整備　　【県（危機管理防災部）、市町村、防災関係機関】 ○　県防災行政無線の強化 県は、災害時の初動体制の確保に必要な地域機関等へ防災行政無線網の整備を進め、緊急連絡体制の拡充強化を図る。 県は、災害発生時における被害状況把握に効果的な防災映像情報の収集・伝達設備の整備を進めることで、防災機関との情報共有手段の強化を図る。 また、県に集約した防災映像情報については、防災映像情報システムにより情報蓄積を行うことで効率的な活用を図る。	エ　防災行政無線等の整備　　【県（危機管理防災部）、市町村、防災関係機関】 ○　県防災行政無線の強化 県は、災害時の初動体制の確保に必要な地域機関等へ防災行政無線網の整備を進め、緊急連絡体制の拡充強化を図る。 県は、災害発生時における被害状況把握に効果的な防災映像情報の収集・伝達設備の整備を進めることで、防災機関との情報共有手段の強化を図る。 また、県に集約した防災映像情報については、防災映像情報システムによりＡＩ分析や情報蓄積を行うことで効率的な活用を図る。

148 オ　震度情報ネットワークの整備　　【県（危機管理防災部）】

県は、大規模地震が発生した際に、的確な初動対応により被害を最小限にするため、各市町村の震度を集中的に把握するとともに、県内の震度分布から大きな被害が予想される地域を推定し、的確な応急対策活動を図る必要がある。

そのため、全市町村に震度計（もしくは気象庁設置の震度計からの震度データ分岐装置）を整備し、防災行政無線等により震度情報を集約する。

また、県庁で集約された震度情報を、消防庁や熊谷地方気象台に配信する。

震度情報の把握に支障をきたし、初動対応に遅れが生じることのないよう、迅速かつ円滑な初動体制等の確立のために必要な地震計等観測機器及び震度情報ネットワークの維持・整備を図る。

カ～ケ（略）

＜応急対策＞

1　災害情報の収集・分析・加工・共有・伝達

（1）～（2）（略）

（3）具体的な取組内容

ア～イ（略）

ウ　災害情報の収集・分析・加工・共有・伝達

（ア）市町村

○　報告先

157 被害速報及び確定報告は、県災害対策課に報告する。

なお、勤務時間外においては、危機管理防災部当直に報告する。

電話　048-830-8111（直通）　　防災行政無線　（発信特番）-200-6-8111

【消防庁への報告先】

回線＼区分		平日（9:30～18:15）（消防庁応急対策室）	左記以外（消防庁宿直室）
ＮＴＴ回線	電　話 ＦＡＸ	（略）	（略）
消防防災行政無線	電　話 ＦＡＸ	（略）	TN-90-49103 TN-90-49036
地域衛星通信ネットワーク	電　話 ＦＡＸ	（略）	TN-048-500-90-49103 TN-048-500-90-49036

（イ）～（ウ）（略）

（エ）県

○　情報の収集

158 ・ヘリコプター等による被害状況の把握

県防災ヘリコプターにより、上空からの被害状況の把握を行う。上空で撮影した映像をヘリコプターテレビ映像電送システム及びヘリサットシステムにより県庁に送信し、応急対策活動に活用する。また、必要に応じ、無人航空機や高所監視カメラ等を

オ　震度情報ネットワークの整備　　【県（危機管理防災部）】

県は、大規模地震が発生した際に、的確な初動対応により被害を最小限にするため、各市町村の震度を集中的に把握するとともに、県内の震度分布から大きな被害が予想される地域を推定し、的確な応急対策活動を図る必要がある。

そのため、全市町村に震度計（もしくは気象庁又は市設置の震度計からの震度データ分岐装置）を整備し、防災行政無線等により震度情報を集約する。

また、県庁で集約された震度情報を、消防庁や熊谷地方気象台に配信する。

震度情報の把握に支障をきたし、初動対応に遅れが生じることのないよう、迅速かつ円滑な初動体制等の確立のために必要な地震計等観測機器及び震度情報ネットワークの維持・整備を図る。

カ～ケ（略）

＜応急対策＞

1　災害情報の収集・分析・加工・共有・伝達

（1）～（2）（略）

（3）具体的な取組内容

ア～イ（略）

ウ　災害情報の収集・分析・加工・共有・伝達

（ア）市町村

○　報告先

被害速報及び確定報告は、県災害対策課に報告する。

なお、勤務時間外においては、危機管理防災部当直に報告する。

電話　048-830-8111（直通）　　防災行政無線　（発信特番）-200-6-8111

【消防庁への報告先】

回線＼区分		平日（9:30～18:15）（消防庁応急対策室）	左記以外（消防庁宿直室）
ＮＴＴ回線	電　話 ＦＡＸ	（略）	（略）
消防防災行政無線	電　話 ＦＡＸ	（略）	TN-90-49102 TN-90-49036
地域衛星通信ネットワーク	電　話 ＦＡＸ	（略）	TN-048-500-90-49102 TN-048-500-90-49036

（イ）～（ウ）（略）

（エ）県

○　情報の収集

・ヘリコプター等による被害状況の把握

県防災ヘリコプターにより、上空からの被害状況の把握を行う。上空で撮影した映像をヘリコプターテレビ映像電送システム及びヘリサットシステムにより県庁に送信し、応急対策活動に活用する。また、必要に応じ、無人航空機や高所監視カメラ等を

	活用し情報収集を行うとともに、収集した画像情報について、防災ＩｏＴシステム等を活用し、関係機関間での迅速な共有に努めるものとする。 ・写真の撮影 状況に応じて現場写真、航空写真、衛星画像等を撮影し、被害状況を把握するとともに、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、中央防災無線網、防災ＩｏＴシステム等を活用し、官邸及び政府本部を含む防災関係機関への共有を図るものとする。	活用し情報収集を行うものとする。 ・写真の撮影 状況に応じて現場写真、航空写真、衛星画像等を撮影し、被害状況を把握するものとする。
159	○　情報の共有・伝達 県は、市町村等からの災害情報を取りまとめ、消防庁を通じて内閣総理大臣に逐時報告するとともに、新総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）を活用して関係機関に対し報告又は通報する。	○　情報の共有・伝達 県は、市町村等からの災害情報を取りまとめ、消防庁を通じて内閣総理大臣に逐時報告するとともに、関係機関に対し報告又は通報する。
	エ～キ（略）	エ～キ（略）
	２（略）	２（略）
	第６　医療救護等対策 基本方針　（略）	第６　医療救護等対策 基本方針　（略）
169	現況 ○災害時の医療活動の実施主体と役割 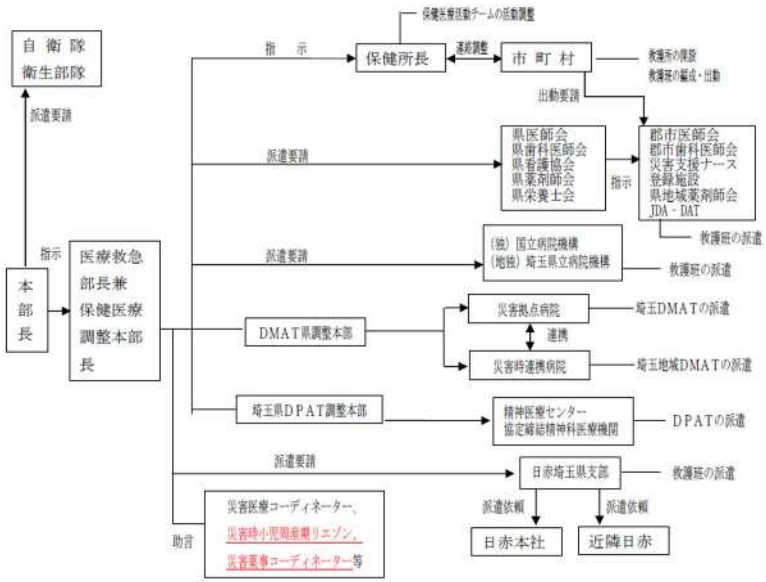 	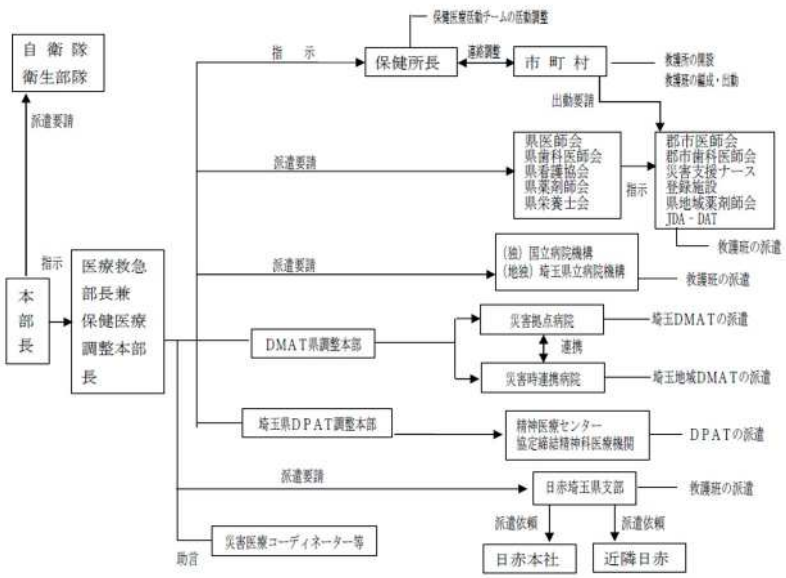

170 ○　救急医療機関の指定

令和７年４月現在、県内には救急病院が１８１、救急診療所が１６の合計１９７機関が救急医療機関として指定されている。

具体的取組

＜予防・事前対策＞

１　医療救護体制の整備

171 （１）取組方針

災害発生時には、救助や医療救護を必要とする多数の傷病者が発生することが予想され、これら医療救護需要に対し迅速かつ的確に対応していかなければならない。

災害時の医療体制を確保するため、平時より初期医療体制、後方医療機関及び広域的な医療応援体制の整備を推進する。

また、自主防災組織等による自主救護活動の体制を整備する

171 （２）役割

機関名等	役割
県（救援福祉部）	・保健医療福祉連携体制の構築
（略）	・初期医療体制の整備 ・保健医療福祉連携体制の構築 ・慢性疾患への対応マニュアルの整備、見直し ・災害拠点病院の指定 ・災害時連携病院の指定 ・医薬品等の供給体制の整備（「第１０　物資供給・輸送対策」を参照） ・相互応援協定による広域医療協力体制の確立 ・ヘリコプター搬送計画の立案 ・災害時広域医療搬送体制の整備
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）

（３）具体的な取組内容

173 ア　初期医療体制の整備

○　保健医療福祉連携体制の構築

県は、平時から保健医療福祉活動チームと合同での訓練や研修、会議の開催等により、災害時の保健医療福祉活動に係る関係者間の連携体制の構築や共通認識の醸成に努めるものとする。

また、慢性疾患患者の広域搬送についても、関係機関との合同訓練等を通じて、円滑な搬送体制の確保に努めるものとする。

イ～ウ　（略）

○　救急医療機関の指定

令和５年４月現在、県内には救急病院が１８０、救急診療所が１６の合計１９６機関が救急医療機関として指定されている。

具体的取組

＜予防・事前対策＞

１　医療救護体制の整備

（１）取組方針

災害発生時には、救助や医療救護を必要とする多数の傷病者が発生することが予想され、これら医療救護需要に対し迅速かつ的確に対応していかなければならない。

災害時の医療体制を確保するため、平常時より初期医療体制、後方医療機関及び広域的な医療応援体制の整備を推進する。

また、自主防災組織等による自主救護活動の体制を整備する。

（２）役割

機関名等	役割
（略）	・初期医療体制の整備 ・慢性疾患への対応マニュアルの整備、見直し ・災害拠点病院の指定 ・災害時連携病院の指定 ・医薬品等の供給体制の整備（「第１０　物資供給・輸送対策」を参照） ・相互応援協定による広域医療協力体制の確立 ・ヘリコプター搬送計画の立案 ・災害時広域医療搬送体制の整備
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）

（３）具体的な取組内容

ア　初期医療体制の整備

イ～ウ　（略）

エ　医療保健応援体制の整備　【県（危機管理防災部、保健医療部）、医師会、医療機関】

176 ○　人材育成

埼玉県災害時健康危機管理支援チーム（埼玉県ＤＨＥＡＴ）や埼玉県保健師等チームの構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施するものとする。

176 ○　災害医療体制の強化

県は、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）が中期的にも医療活動を展開できる体制の確立や、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）から中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン及び災害薬事コーディネーターも参加する訓練等を通じて、派遣調整を行うスキームの一層の改善に努めるものとする。

２（略）

＜応急対策＞

１　初動医療体制

178 （１）取組方針

大規模地震の発生時は、多数の傷病者の発生が予想されるため、消防機関等は、救急救助活動の万全を期するとともに、関係医療機関及び各防災機関との緊密な連携により、迅速な医療救護活動を実施する。

また、医療・福祉専門職で編成される派遣チームは、避難所等で要配慮者のニーズを把握し、二次被害を防止するための支援を実施する。

（２）役割

機関名等	役割
（略）	（略）
（略）	・ドクターヘリによる傷病者搬送の手配 ・保健医療福祉活動チームの派遣等（埼玉ＤＨＥＡＴ、埼玉ＤＭＡＴ、医療救護班、日本災害歯科支援チーム（ＪＤＡＴ）、薬剤師チーム、災害支援ナース、保健師等チーム、日本栄養士会災害支援チーム（ＪＤＡ－ＤＡＴ）、栄養指導班、ＤＰＡＴ、ＤＷＡＴ、埼玉ＪＲＡＴ） ・後方医療機関の指定 ・医薬品等の調達、供給
（略）	（略）
医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、医療機関、日赤埼玉県支部、助産師会	（略）
（略）	（略）

エ　医療保健応援体制の整備　【県（危機管理防災部、保健医療部）、医師会、医療機関】

２（略）

＜応急対策＞

１　初動医療体制

（１）取組方針

大規模地震の発生時は、多数の傷病者の発生が予想されるため、消防機関等は、救急救助活動の万全を期するとともに、関係医療機関及び各防災機関との緊密な連携により、迅速な医療救護活動を実施する。

（２）役割

機関名等	役割
（略）	（略）
（略）	・ドクターヘリによる傷病者搬送の手配 ・保健医療活動チームの派遣等（埼玉ＤＭＡＴ、医療救護班、ＤＰＡＴ、災害支援ナース、埼玉ＤＨＥＡＴ、保健師チーム、日本災害歯科支援チーム（ＪＤＡＴ）、栄養指導班、薬剤師チーム、日本栄養士会災害支援チーム（ＪＤＡ-ＤＡＴ）） ・後方医療機関の指定 ・医薬品等の調達、供給
（略）	（略）
医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、医療機関、日赤埼玉県支部	（略）
（略）	（略）

	（３）具体的な取組内容 ア（略） イ　傷病者搬送 【県（統括部、医療救急部）、市町村、医師会、日赤埼玉県支部、医療機関】	（３）具体的な取組内容 ア（略） イ　傷病者搬送 【県（統括部、医療救急部）、市町村、医師会、日赤埼玉県支部、医療機関】
179	○　傷病者搬送の要請 ・医療救護班又は傷病者を最初に受け入れた医療機関は、県、市町村及びその他関係機関に搬送用車両の手配・配車を要請する。 ・県は、重症者などの場合は必要に応じて、県防災ヘリコプターやドクターヘリを手配する。また、自衛隊に対しても、ヘリコプター等の搬送手段の手配の要請を行う。 ・災害対策本部設置後におけるドクターヘリの出動指示は、災害対策本部において行う。 ・ヘリポートから病院までの搬送経路の道路が通行不能となった場合は、関係者と調整の上、速やかに代替の場外離着陸場等を確保する。 ・県は、必要に応じ、政府本部に対し、船舶を活用した傷病者の搬送を要請する。	○　傷病者搬送の要請 ・医療救護班又は傷病者を最初に受け入れた医療機関は、県、市町村及びその他関係機関に搬送用車両の手配・配車を要請する。 ・県は、重症者などの場合は必要に応じて、県防災ヘリコプターやドクターヘリを手配する。また、自衛隊に対しても、ヘリコプター等の搬送手段の手配の要請を行う。 ・災害対策本部設置後におけるドクターヘリの出動指示は、災害対策本部において行う。 ・ヘリポートから病院までの搬送経路の道路が通行不能となった場合は、関係者と調整の上、速やかに代替の場外離着陸場等を確保する。
	ウ　医療救護 （ア）（略）	ウ　医療救護 （ア）（略）
181	（イ）救護活動　　【県（医療救急部）、市町村、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、、助産師会、日赤埼玉県支部、医療機関】 ○　医療・助産救護活動 ・県（医療救急部兼保健医療調整本部） 県は、市町村から医療救護に関する協力要請があったとき、又は医療・助産救護を必要と認めたときは、関係機関に保健医療活動チームの派遣等の協力を要請する。保健所長は、保健医療活動チームの活動の調整（避難所等への保健医療活動チームの配置の調整、オリエンテーションの実施、医師会等関係者、関係機関等との連絡等）を行う。 また、被災した保健所を支援するため、災害時健康危機管理の指揮調整等に関する専門的な研修・訓練を受けた医師、保健師等による県災害時健康危機管理支援チーム「埼玉DHEAT」（Disaster Health Emergeny Assistance Team）を派遣する。埼玉DHEATは保健所長の下、健康危機管理組織の立ち上げと指揮調整体制の構築、被災情報等の収集及び分析評価、対策の企画立案、DMAT、DPAT、保健師等チームなどの保健医療活動チームの受援調整等の業務を支援し、防ぎえた死と二次的な健康被害の最小化を図る。 なお、救護活動の実施に当たっては、保健医療と福祉の連携を図り、社会福祉施設等における医療ニーズの把握に努める。	（イ）救護活動　　【県（医療救急部）、市町村、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、日赤埼玉県支部、医療機関】 ○　医療・助産救護活動 ・県（医療救急部兼保健医療調整本部） 県は、市町村から医療救護に関する協力要請があったとき、又は医療・助産救護を必要と認めたときは、関係機関に保健医療活動チームの派遣等の協力を要請する。保健所長は、保健医療活動チームの活動の調整（避難所等への保健医療活動チームの配置の調整、オリエンテーションの実施、医師会等関係者、関係機関等との連絡等）を行う。 また、被災した保健所を支援するため、災害時健康危機管理の指揮調整等に関する専門的な研修・訓練を受けた医師、保健師等による県災害時健康危機管理支援チーム「埼玉DHEAT」（Disaster Health Emergeny Assistance Team）を派遣する。埼玉DHEATは保健所長の下、健康危機管理組織の立ち上げと指揮調整体制の構築、被災情報等の収集及び分析評価、対策の企画立案、DMAT、DPAT、保健師チームなどの保健医療活動チームの受援調整等の業務を支援し、防ぎえた死と二次的な健康被害の最小化を図る。 なお、救護活動の実施に当たっては、保健医療と福祉の連携を図り、社会福祉施設等における医療ニーズの把握に努める。
183	・埼玉県助産師会・助産師会各支部 県助産師会は、要請を受けたときは、速やかに救護班を編成し、救護所等に派遣する。 また、派遣する救護班は、県または市町村が設置する避難所、災害現場等に設置する救護所、その他県が指示する場所において助産師医療救護活動を行う。	
	（ウ）～（エ）（略）	（ウ）～（エ）（略）
184	（オ）医薬品等の調達、供給　　【県（医療救急部）、薬剤師会】 県は市町村や医療機関等からの要請に基づき、各種備蓄場所又はランニング備蓄委託	（オ）医薬品等の調達、供給　　【県（医療救急部）、薬剤師会】 県は市町村や医療機関等からの要請に基づき、各種備蓄場所又はランニング備蓄委託

	先、厚生労働省、近隣都県、関係団体及び関係業者から医薬品等を調達し、供給する。 医薬品等の集積場所や医療救護所等には「地域災害薬事コーディネーター」を配置し、医薬品等の仕分け・保守管理を行うほか、医薬品等のニーズを把握し、保健医療調整本部に供給要請等を行う。 また、保健医療調整本部には「埼玉県災害薬事コーディネーター」を配置し、医薬品等の供給要請に基づいた優先順位の決定、数量の調整、代替薬の提案等を行う。 なお、供給に当たっては、統括部（物流オペレーションチーム）と連携して行う。	先、厚生労働省、近隣都県、関係団体及び関係業者から医薬品等を調達し、供給する。 医薬品等の集積場所や医療救護所等には「地域薬剤師災害リーダー」を配置し、医薬品等の仕分け・保守管理を行うほか、医薬品等のニーズを把握し、保健医療調整本部に供給要請等を行う。 また、保健医療調整本部には「薬剤師災害リーダー」を配置し、医薬品等の供給要請に基づいた優先順位の決定、数量の調整、代替薬の提案等を行う。 なお、供給に当たっては、統括部（物流オペレーションチーム）と連携して行う。
186	エ（略） オ　福祉 ○　ＤＷＡＴ（Disaster Welfare Assistance Team） ・埼玉ＤＷＡＴ（埼玉県災害派遣福祉チーム） 社会福祉士や介護福祉士、保育士など、県内事業所等に所属する福祉に関する専門職で編成される。 大規模災害時に避難所等で高齢者・障がい者・乳幼児など要配慮者の福祉ニーズを的確に把握し、福祉的支援や避難所等の環境整備を行うことにより、生活機能低下や要介護度悪化といった二次被害の防止を図る。 県及び事務局である埼玉県社会福祉協議会は、県職員等で編成する先遣チームによる状況調査や被災市町村からの要請に基づき埼玉ＤＷＡＴの派遣等を行うものとする。 ○　ＪＲＡＴ（Japan Disaster Rehabilitation Assistance Team） ・埼玉ＪＲＡＴ 埼玉ＪＲＡＴは、医師やリハビリテーション専門職などで構成される災害リハビリテーション支援チームで、支援対象者の災害関連死や生活不活発等を防ぐために、リハビリテーション医学及び医療の視点から支援を行う。	エ（略）
	２　（略）	２　（略）
	＜復旧対策＞　（略）	＜復旧対策＞　（略）
	第７　帰宅困難者対策 基本方針～現況（略）	第７　帰宅困難者対策 基本方針～現況（略）
	具体的取組 ＜予防・事前対策＞（略） ＜応急対策＞ １　帰宅困難者への情報提供 （１）（略）	具体的取組 ＜予防・事前対策＞（略） ＜応急対策＞ １　帰宅困難者への情報提供 （１）（略）
196	（２）役割	（２）役割

機関名等	役割
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）

機関名等	役割
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）

ＮＴＴ東日本（株）、携帯電話事業者	（略）
（略）	（略）

196

（３）具体的な取組内容

ア　帰宅困難者への情報提供

【県（統括部、県民安全部）、市町村、鉄道事業者、ＮＴＴ東日本（株）、携帯電話事業者、報道機関】

帰宅困難者に対して交通情報や県内の被害状況等の情報を伝達するとともに、家族等の安否確認のための手段を確保する。

【帰宅困難者に伝える情報例】

・被害状況に関する情報（震度分布、建物被害、火災、人的被害、ライフライン被害等）
・鉄道等の公共交通機関に関する情報（路線ごとの運行状況、復旧見通し、代替交通機関の情報等）
・帰宅に当たって注意すべき情報（通行不能箇所、大規模火災箇所、規制情報等）
・支援情報（帰宅支援ステーションの開設状況、一時滞在施設の開設状況等）

実施機関	項目	対策内容
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
ＮＴＴ東日本（株）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

２（略）

＜復旧対策＞（略）

第８　避難対策

基本方針～現況（略）

具体的取組

＜予防・事前対策＞

１　避難体制の整備

（１）～（２）（略）

（３）具体的な取組内容

ア　避難計画の策定

204

（ア）～（ウ）（略）

（エ）公立学校の避難計画　　【公立学校管理者】

東日本電信電話（株）、携帯電話事業者	（略）
（略）	（略）

（３）具体的な取組内容

ア　帰宅困難者への情報提供

【県（統括部、県民安全部）、市町村、鉄道事業者、東日本電信電話（株）、携帯電話事業者、報道機関】

帰宅困難者に対して交通情報や県内の被害状況等の情報を伝達するとともに、家族等の安否確認のための手段を確保する。

【帰宅困難者に伝える情報例】

・被害状況に関する情報（震度分布、建物被害、火災、人的被害、ライフライン被害等）
・鉄道等の公共交通機関に関する情報（路線ごとの運行状況、復旧見通し、代替交通機関の情報等）
・帰宅に当たって注意すべき情報（通行不能箇所、大規模火災箇所、規制情報等）
・支援情報（帰宅支援ステーションの開設状況、一時滞在施設の開設状況等）

実施機関	項目	対策内容
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
東日本電信電話（株）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

２（略）

＜復旧対策＞（略）

第８　避難対策

基本方針～現況（略）

具体的取組

＜予防・事前対策＞

１　避難体制の整備

（１）～（２）（略）

（３）具体的な取組内容

ア　避難計画の策定

（ア）～（ウ）（略）

（エ）公立学校等の避難計画　　【公立学校管理者】

	学校は、長時間にわたって多数の園児、児童及び生徒の生命を預かるため、常に安全の確保に努め、状況に即応し的確な判断のもとに統一のとれた行動がとれるようにする。避難誘導マニュアルを策定し、教職員はその運用に精通しておくとともに、日頃から避難訓練を実施し園児、児童、生徒に災害時の行動について周知しておく。 なお、市町村地域防災計画に基づき、消防署、警察署、市町村及び自治会等と密接な連携のもとに、安全の確認に努めるとともに、避難所等については、保護者に連絡し周知徹底を図る。	学校等は、長時間にわたって多数の園児、児童及び生徒の生命を預かるため、常に安全の確保に努め、状況に即応し的確な判断のもとに統一のとれた行動がとれるようにする。避難誘導マニュアルを策定し、教職員はその運用に精通しておくとともに、日頃から避難訓練を実施し園児、児童、生徒に災害時の行動について周知しておく。 なお、市町村地域防災計画に基づき、消防署、警察署、市町村及び自治会等と密接な連携のもとに、安全の確認に努めるとともに、避難所等については、保護者に連絡し周知徹底を図る。
204	（オ）私立学校の避難計画　　【県（総務部）・市町村】 県及び市町村は、私立学校が、「（エ）公立学校の避難計画」に準じて自主的に避難計画を作成するよう助言するものとする。	（オ）私立学校等の避難計画　　【県（総務部）・市町村】 県及び市町村は、私立学校等が、「（エ）公立学校等の避難計画」に準じて自主的に避難計画を作成するよう助言するものとする。
	イ　指定緊急避難場所・避難路・指定避難所の選定と確保 （ア）～（カ）（略）	イ　指定緊急避難場所・避難路・指定避難所の選定と確保 （ア）～（カ）（略）
208	（キ）住民への周知　　【市町村】 市町村は、指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路等について、避難誘導標識等を整備し、外来者等地理不案内な者に対しても場所がわかるよう配慮するとともに、あらかじめ、次のことについて住民に周知を図っておくものとする。 ・指定緊急避難場所や指定避難所の場所、避難経路、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、雪崩危険箇所等）の所在、家庭動物の受入れ方法 ・命に危険が迫る緊急避難の場合は、携帯品を、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、避難に支障を来たさない最小限度のものにすること。 ・夜間又は停電時の避難に備え、日頃から懐中電灯、非常灯などを準備すること。 なお、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置となる「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。 （ク）（略）	（キ）住民への周知　　【市町村】 市町村は、指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路等について、避難誘導標識等を整備し、外来者等地理不案内な者に対しても場所がわかるよう配慮するとともに、あらかじめ、次のことについて住民に周知を図っておくものとする。 ・指定緊急避難場所や指定避難所の場所、避難経路、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、雪崩危険箇所等）の所在、家庭動物の受入れ方法 ・命に危険が迫る緊急避難の場合は、携帯品を、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、避難に支障を来たさない最小限度のものにすること。 ・夜間又は停電時の避難に備え、日頃から懐中電灯、非常灯などを準備すること。 なお、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。 （ク）（略）
	＜応急対策＞ １　避難の実施 （１）～（２）（略） （３）具体的な取組内容 ア（略）	＜応急対策＞ １　避難の実施 （１）～（２）（略） （３）具体的な取組内容 ア（略）
211	イ　避難指示の周知 避難指示を行った者は、速やかにその内容を市町村防災行政無線、広報車、エリアメール等のあらゆる広報手段を通じて住民等に周知するものとする。その際、障害者、外国人や居住者以外の者に対しても、迅速かつ的確な周知が行われるように留意する。 避難の必要がなくなった場合も同様とする。 【避難指示の内容】 ・要避難対象地域	イ　避難指示の周知 避難指示を行った者は、速やかにその内容を市町村防災行政無線、広報車、エリアメール等のあらゆる広報手段を通じて住民等に周知するものとする。その際、障害者、外国人や居住者以外の者に対しても、迅速かつ的確な周知が行われるように留意する。 避難の必要がなくなった場合も同様とする。 【避難指示の内容】 ・要避難対象地域

	・避難先及び避難経路 ・避難理由 ・避難時の留意事項 　例）電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること 　なお、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置となる「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。 ウ～エ（略） ２　避難所の開設・運営 （１）～（２）（略） （３）具体的な取組内容 ア　避難所の開設　【市町村】	・避難先及び避難経路 ・避難理由 ・避難時の留意事項 　例）電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること 　なお、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。 ウ～エ（略） ２　避難所の開設・運営 （１）～（２）（略） （３）具体的な取組内容 ア　避難所の開設　【市町村】
213	○　県への報告 　市町村長が避難所を設置した場合には、直ちに次の事項を知事に報告しなければならない。また、市町村は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所ＩＤを適切に県に報告し、県はその情報を国（内閣府等）に共有するよう努める。	○　県への報告 　市町村長が避難所を設置した場合には、直ちに次の事項を知事に報告しなければならない。県はその情報を国（内閣府等）に共有するよう努める。
215	イ　避難所の管理運営　【県（統括部、施設管理者）、市町村】 （ア）市町村 ○　要配慮者や女性、性的マイノリティへの配慮 　高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者（自閉症等）、難病患者、医療的ケア児者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、クールダウンスペース（障害者等が気持ちを落ち着かせることが出来る空間）等を開設当初から設置できるように努める。 　市町村は、指定避難所等の運営における女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮やこども・若者の居場所の確保に努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。特に女性専用の物干し場所、更衣室、トイレ、入浴施設、授乳室等の設置場所の選定や生理用品・女性用下着の女性による配布、注意喚起や男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。 　さらに、女性の相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮する。 　なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営等に当たっては男女共同参画推進センターや民間団体を積極的に活用する。	イ　避難所の管理運営　【県（統括部、施設管理者）、市町村】 （ア）市町村 ○　要配慮者や女性、性的マイノリティへの配慮 　高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者（自閉症等）、難病患者、医療的ケア児者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、クールダウンスペース（障害者等が気持ちを落ち着かせることが出来る空間）等を開設当初から設置できるように努める。 　男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮することに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。特に女性専用の物干し場所、更衣室、トイレ、入浴施設、授乳室等の設置場所の選定や生理用品・女性用下着の女性による配布、注意喚起や男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。 　さらに、女性の相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮する。 　なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営等に当たっては男女共同参画推進センターや民間団体を積極的に活用する。 　また、性的マイノリティから相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、アウティング（性的マイノリティ本人の了解なしに性的マイノリティであることを他人

	また、性的マイノリティから相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、アウティング(性的マイノリティ本人の了解なしに性的マイノリティであることを他人に暴露してしまうこと)をしないよう注意を要する。 また、被災者一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援の実施（災害ケースマネジメント）の体制について検討する。	に暴露してしまうこと)をしないよう注意を要する。 また、被災者一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援の実施（災害ケースマネジメント）の体制について検討する。
216	○　生活環境への配慮（プライバシーの確保等） 避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置すること、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずるものとする。また、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 また、被災者の避難状況，避難の長期化等を踏まえ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。	○　生活環境への配慮（プライバシーの確保等） 避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるなど、避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、避難者のプライバシーの確保に配慮する。そのため、トイレの設置状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設の設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況、プライバシーの確保状況など、避難所における生活環境の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 また、被災者の避難状況，避難の長期化等を踏まえ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
216	○　避難者の健康管理 避難生活では、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態や多様なニーズの十分な把握や福祉的な支援を行い、必要に応じて救護所を設ける。保健師等による健康相談の実施体制、埼玉県医師会との協定に基づく医療救護班の派遣等の必要な措置をとる。 また、高齢者や障害者等の要配慮者の健康状態については、特段の配慮を行い、福祉避難所の設置場所をあらかじめ定めるとともに、医療機関への移送や福祉施設への入所、訪問介護・居宅介護の派遣等の必要な措置をとる。	○　避難者の健康管理 避難生活では、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態の十分な把握や福祉的な支援を行い、必要に応じて救護所を設ける。保健師等による健康相談の実施体制、埼玉県医師会との協定に基づく医療救護班の派遣等の必要な措置をとる。 また、高齢者や障害者等の要配慮者の健康状態については、特段の配慮を行い、福祉避難所の設置場所をあらかじめ定めるとともに、医療機関への移送や福祉施設への入所、訪問介護・居宅介護の派遣等の必要な措置をとる。
	（イ）（略）	（イ）（略）
217	ウ　避難所外避難者対策　【市町村】 市町村は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。 市町村は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。 また、在宅避難者や、やむを得ず車中等に避難している被災者に係る情報の把握に努めるとともに、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援を実施し、生活環境の確保を図るものとする。特に車中泊の被災者に対しては、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとし、エコノミークラス症候群の予防の	ウ　避難所外避難者対策　【市町村】 市町村は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。 また、在宅避難者や、やむを得ず車中等に避難している被災者に係る情報の把握に努めるとともに、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援を実施し、生活環境の確保を図るものとする。特に車中泊の被災者に対しては、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとし、エコノミークラス症候群の予防の

	ため、健康相談や保健指導、弾性ストッキングの配布等を実施する。 　市町村は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を在宅避難者等の支援拠点の利用者に対しても提供するものとする。 　また、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。 ３（略） ４　広域一時滞在	ため、健康相談や保健指導、弾性ストッキングの配布等を実施する。 　市町村は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を在宅避難者等の支援拠点の利用者に対しても提供するものとする。 　また、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。 ３（略） ４　広域一時滞在
219	（１）取組方針 　被災市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。 　協力を求められた市町村は、広域一時滞在のための避難所を提供するものとし、県は、広域一時滞在のための避難所を提供する市町村を支援する。また、県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。 　被災市町村は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。 　なお、市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。 　避難所の運営に当たっては、「２　避難所の開設・運営－イ　避難所の管理運営（第２編－２０５ページ）」に準じる。 　自治会等は、長期の避難生活を余儀なくされた広域一時滞在者を、地域に受け入れるとともに、情報の提供等、生活のための支援を実施する。 （２）～（３）（略） ＜復旧対策＞（略） 第９　災害時の要配慮者対策 基本方針（略） 現況	（１）取組方針 　被災市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。 　協力を求められた市町村は、広域一時滞在のための避難所を提供するものとし、県は、広域一時滞在のための避難所を提供する市町村を支援する。また、県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。 　なお、市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。 　避難所の運営に当たっては、「２　避難所の開設・運営－イ　避難所の管理運営（第２編－２０５ページ）」に準じる。 　自治会等は、長期の避難生活を余儀なくされた広域一時滞在者を、地域に受け入れるとともに、情報の提供等、生活のための支援を実施する。 （２）～（３）（略） ＜復旧対策＞（略） 第９　災害時の要配慮者対策 基本方針（略） 現況
222	○　取組状況 ・市町村においては、近隣住民やボランティアによる見守りネットワークにより、平時から	○　取組状況 ・市町村においては、近隣住民やボランティアによる見守りネットワークにより、平常時か

	高齢者や障害者等を訪ねる活動を行っている地域もある。 ・各消防署等は、緊急通報システムのセンター装置を整備しており、県及び市町村は、高齢者及び障害者に対し、緊急通報システムへの加入を促進している。 ・県及び市町村は、外国人登録窓口等への外国語の防災パンフレットの設置、及び防災標識等への外国語の付記を推進している。 具体的取組 ＜予防・事前対策＞ １　避難行動要支援者の安全対策 （１）～（２）（略） （３）具体的な取組内容 ア～オ（略） 226　カ　避難行動要支援者名簿の活用　【市町村】 市町村は、地域防災計画の定めるところにより、平時から避難行動要支援者の同意を得て、避難支援等関係者（消防機関、警察署、民生委員・児童委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織等）へ名簿情報を提供する。 発災時に円滑迅速な避難支援に結びつけるよう、市町村は、名簿情報を提供することの趣旨や内容を説明するなど、平時からの名簿情報の提供への同意について、避難行動要支援者に働きかける。 キ～ク　（略） 227　ケ　個別避難計画の作成　【県（福祉部）、市町村】 市町村は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、ＮＰＯ等の避難支援等に携わる関係者と連携して避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、個別避難計画を作成する。作成に際しては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。 個別避難計画は、名簿情報に加え、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点、避難支援の方法や避難場所、直接避難先（一般避難所・福祉避難所）、避難経路、本人不在で連絡が取れない時の対応などを、地域の実情に応じて記載するものとする。 市町村（都道府県）は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。 なお、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。 県は、市町村の個別避難計画等の作成状況を把握し、必要に応じて助言を行う。また、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。 コ　（略）	高齢者や障害者等を訪ねる活動を行っている地域もある。 ・各消防署等は、緊急通報システムのセンター装置を整備しており、県及び市町村は、高齢者及び障害者に対し、緊急通報システムへの加入を促進している。 ・県及び市町村は、外国人登録窓口等への外国語の防災パンフレットの設置、及び防災標識等への外国語の付記を推進している。 具体的取組 ＜予防・事前対策＞ １　避難行動要支援者の安全対策 （１）～（２）（略） （３）具体的な取組内容 ア～オ（略） カ　避難行動要支援者名簿の活用　【市町村】 市町村は、地域防災計画の定めるところにより、平常時から避難行動要支援者の同意を得て、避難支援等関係者（消防機関、警察署、民生委員・児童委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織等）へ名簿情報を提供する。 発災時に円滑迅速な避難支援に結びつけるよう、市町村は、名簿情報を提供することの趣旨や内容を説明するなど、平常時からの名簿情報の提供への同意について、避難行動要支援者に働きかける。 キ～ク　（略） ケ　個別避難計画の作成　【県（福祉部）、市町村】 市町村は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、ＮＰＯ等の避難支援等に携わる関係者と連携して避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、個別避難計画を作成する。作成に際しては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。 個別避難計画は、名簿情報に加え、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うに当たっての留意点、避難支援の方法や避難場所、直接避難先（一般避難所・福祉避難所）、避難経路、本人不在で連絡が取れない時の対応などを、地域の実情に応じて記載するものとする。 なお、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。 県は、市町村の個別避難計画等の作成状況を把握し、必要に応じて助言を行う。また、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。 コ　（略）

	２　要配慮者全般の安全対策 （１）～（２）（略） （３）具体的な取組内容 ア（略） イ　外国人の安全確保　【県（県民生活部）、市町村】 （ア）～（ウ）（略） 230　（エ）防災訓練の実施 県及び市町村は、平時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。 （オ）（略） ３　社会福祉施設入所者等の安全対策 （１）～（２）（略） （３）具体的な取組内容 ア　社会福祉施設入所者等の安全確保 （ア）施設管理者　【社会福祉施設】 232　○　防災教育及び訓練の実施 施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、防災に関する普及・啓発を定期的に実施するとともに、各施設が策定した防災計画について周知徹底し、消防署や地域住民等との合同防災訓練、夜間や職員が少なくなる時間帯などの悪条件を考慮した防災訓練を定期的に実施するものとし、県及び市町村はこれを促進する。 特に福祉避難所として指定を受けている施設においては、当該施設が平時に受け入れている者以外の在宅の要配慮者などの受入れを想定した開設訓練を実施するものとし、県及び市町村はこれを促進する。 （イ）（略） ＜応急対策＞ １　避難行動要支援者等の避難支援 （１）～（２）（略） （３）具体的な取組内容 ア（略） 233　イ　避難行動要支援者の避難支援　【市町村】 ○　避難支援等関係者は、平時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報に基づいて実施する。 ○　避難行動要支援者名簿の平時からの提供に不同意であった者についても、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときには、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できる。 ウ～エ（略） ２　避難生活における要配慮者支援 （１）～（２）（略）	２　要配慮者全般の安全対策 （１）～（２）（略） （３）具体的な取組内容 ア（略） イ　外国人の安全確保　【県（県民生活部）、市町村】 （ア）～（ウ）（略） （エ）防災訓練の実施 県及び市町村は、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。 （オ）（略） ３　社会福祉施設入所者等の安全対策 （１）～（２）（略） （３）具体的な取組内容 ア　社会福祉施設入所者等の安全確保 （ア）施設管理者　【社会福祉施設】 ○　防災教育及び訓練の実施 施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、防災に関する普及・啓発を定期的に実施するとともに、各施設が策定した防災計画について周知徹底し、消防署や地域住民等との合同防災訓練、夜間や職員が少なくなる時間帯などの悪条件を考慮した防災訓練を定期的に実施するものとし、県及び市町村はこれを促進する。 特に福祉避難所として指定を受けている施設においては、当該施設が平常時に受け入れている者以外の在宅の要配慮者などの受入れを想定した開設訓練を実施するものとし、県及び市町村はこれを促進する。 （イ）（略） ＜応急対策＞ １　避難行動要支援者等の避難支援 （１）～（２）（略） （３）具体的な取組内容 ア（略） イ　避難行動要支援者の避難支援　【市町村】 ○　避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報に基づいて実施する。 ○　避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者についても、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときには、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できる。 ウ～エ（略） ２　避難生活における要配慮者支援 （１）～（２）（略）

	（３）具体的な取組内容 ア（略） イ　避難所における要配慮者への配慮　　【県（救援福祉部）、市町村】 （ア）～（エ）（略） （オ）災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）の活動 県は、必要に応じて、社会福祉士や介護福祉士、保育士など多職種で構成される災害派遣福祉チームを避難所の避難者、在宅避難者や車中泊避難者のもとに派遣し、要配慮者に対して介護や相談業務などの福祉的支援を行う。 ウ　避難所外も含めた要配慮者全般への支援　【県（統括部、救援福祉部）、市町村】 （ア）～（オ）（略） （カ）総合調整 県は、必要に応じ、被災地域内における福祉的支援を円滑に行うための総合調整等に努めるものとする。 エ（略） ３～４（略） 第１０　物資供給・輸送対策 基本方針～現況（略） 具体的取組 ＜予防・事前対策＞ １　飲料水・生活用水・食料・生活必需品・防災用資機材・医薬品・石油類燃料の供給体制の整備 （１）（略） （２）役割	（３）具体的な取組内容 ア（略） イ　避難所における要配慮者への配慮　　【県（救援福祉部）、市町村】 （ア）～（エ）（略） （オ）災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）の活動 県は、社会福祉士や介護福祉士、保育士など多職種で構成される災害派遣福祉チームを避難所に派遣し、要配慮者に対して介護や相談業務などの福祉的支援を行う。 ウ　避難所外も含めた要配慮者全般への支援　【県（統括部、救援福祉部）、市町村】 （ア）～（オ）（略） エ（略） ３～４（略） 第１０　物資供給・輸送対策 基本方針～現況（略） 具体的取組 ＜予防・事前対策＞ １　飲料水・生活用水・食料・生活必需品・防災用資機材・医薬品・石油類燃料の供給体制の整備 （１）（略） （２）役割
236		
236		
241		

機関名等	役割
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	・応急給水資機材の備蓄並びに調達計画の策定
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）

機関名等	役割
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	・応急給水資機材の備蓄並びに調達計画の策定 ・緊急備蓄用としての送水調整池等の整備
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）

242	（３）具体的な取組内容 ア　物資の備蓄　【県（危機管理防災部、農林部、産業労働部）、市町村】 市町村は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペー	（３）具体的な取組内容

	パー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に１回、広く住民に公表するものとする。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低３日間、推奨１週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するものとする。 県は、避難生活に必要な物資について、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って、市町村が推計した想定し得る最大規模の災害における想定避難者数に対して必要となる備蓄量（最低３日間、推奨１週間）と市町村により備蓄される量とを勘案し不足が懸念される物資や、市町村の区域を越えた利用が想定される物資を備蓄するよう努めるものとし、その備蓄状況については、年に１回、広く住民に公表するものとする。	
242	イ　飲料水の供給体制の整備 【県（企業局、教育局、保健医療部、危機管理防災部）、市町村、水道企業団】 （ア）～（イ）（略）	ア　飲料水の供給体制の整備 【県（企業局、教育局、保健医療部、危機管理防災部）、市町村、水道企業団】 （ア）～（イ）　（略） （ウ）給水拠点の整備 県は、各浄水場及び中継ポンプ所に緊急備蓄用としての送水調整池等を整備しておく。
243	（ウ）検水体制の整備 （略）	（エ）検水体制の整備 （略）
243	（エ）災害用井戸の整備 市町村は応急給水に万全を期すため、水確保手段の一つとして、災害用井戸（災害時に汲み上げた水を飲料水や生活用水として直接又は職員等を通じて住民へ提供できる井戸）の整備を地域の実情に応じて検討する。 県は、市町村が行う災害用井戸に関する取組について周知を図り、活用を促す。 ただし、平時から飲用していた井戸水であっても、地震により水質が変化している可能性もあることから、発災後に飲用のほか、炊事用や洗面用に使用する場合には、水質検査を実施することを推奨する。	（オ）災害用井戸の整備 市町村は応急給水に万全を期すため、水確保手段の一つとして、災害用井戸（災害時に汲み上げた水を飲料水や生活用水として直接又は職員等を通じて住民へ提供できる井戸）の整備を地域の実情に応じて検討する。 県は、市町村が行う災害用井戸に関する取組について周知を図り、活用を促す。
244	ウ　生活用水の確保手段の整備　【市町村】 市町村は、トイレ洗浄、清掃、風呂、シャワー、洗濯水などの用途に欠かせない生活用水について、受水槽、給水タンク、貯水槽及び災害用井戸の整備など、確保手段の多様化に努める。 特に、災害用井戸については、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度の検討や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等に努めるものとする。	イ　生活用水の確保手段の整備　【市町村】 市町村は、トイレ洗浄、清掃、風呂、シャワー、洗濯水などの用途に欠かせない生活用水について、受水槽、給水タンク、貯水槽及び災害用井戸の整備など、確保手段の多様化に努める。 災害用井戸の整備にあたっては、個人や事業者が管理する井戸の活用を検討する。
244	エ　食料の供給体制の整備　【県（危機管理防災部、農林部）、市町村】 （略）	ウ　食料の供給体制の整備　【県（危機管理防災部、農林部）、市町村】 （略）

245	オ　生活必需品の供給体制の整備　【県（危機管理防災部、産業労働部）、市町村】 （略）	エ　生活必需品の供給体制の整備　【県（危機管理防災部、産業労働部）、市町村】 （略）
246	カ　防災用資機材の備蓄　【県（危機管理防災部）、市町村】 （略）	オ　防災用資機材の備蓄　【県（危機管理防災部）、市町村】 （略）
247	キ　医薬品等の供給体制の整備　【県（保健医療部）、市町村】 （略）	カ　医薬品等の供給体制の整備　【県（保健医療部）、市町村】 （略）
247	ク　県備蓄物資の管理及び点検 【県（危機管理防災部、農林部、産業労働部、保健医療部、都市整備部、支部）】 （略）	キ　県備蓄物資の管理及び点検 【県（危機管理防災部、農林部、産業労働部、保健医療部、都市整備部、支部）】 （略）
248	ケ　石油類燃料の調達・確保　【危機管理防災部】 （略）	ク　石油類燃料の調達・確保　【危機管理防災部】 （略）
248	コ　物資調達・輸送に関する体制の整備　【県関係部局・市町村】 県及び市町村は、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、新物資システム（B-PLo）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。 特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。 また、県は、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化を図るとともに、物資拠点となる県有又は民間施設への非常用電源や非常用通信設備の整備を促進する。	ケ　物資調達・輸送に関する体制の整備　【県関係部局・市町村】 県及び市町村は、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、新物資システム（B-PLo）を活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。 特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。 また、県は、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化を図るとともに、物資拠点となる県有又は民間施設への非常用電源や非常用通信設備の整備を促進する。
248	サ　迅速な物資供給　【危機管理防災部、市町村】 県は、甚大な被害を受けていると予測される市町村に対し、必要があると判断した場合は、要請を待たずに、食料や生活必需品等の供給を行う。 そのため、県及び市町村は、物資拠点や避難所までの輸送方法などをあらかじめ調整しておく。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。	コ　迅速な物資供給　【危機管理防災部、市町村】 県は、甚大な被害を受けていると予測される市町村に対し、必要があると判断した場合は、要請を待たずに、食料や生活必需品等の供給を行う。 そのため、県及び市町村は、物資拠点や避難所までの輸送方法などをあらかじめ調整しておく。
248	シ　物資調達・輸送に関する訓練の実施　【県関係部局、市町村】 （略）	サ　物資調達・輸送に関する訓練の実施　【県関係部局、市町村】 （略）
	２　緊急輸送体制の整備 （１）～（２）（略） （３）具体的な取組内容	２　緊急輸送体制の整備 （１）～（２）（略） （３）具体的な取組内容
249	ア　輸送施設・拠点の確保等　【県（危機管理防災部）、市町村】 県及び市町村は，多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき施設（道路、飛行場、臨時ヘリポート等）及び輸送拠点（トラックタ	ア　輸送施設・拠点の確保等　【県（危機管理防災部）、市町村】 県及び市町村は，多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき施設（道路、飛行場、臨時ヘリポート等）及び輸送拠点（トラックタ

	ーミナル、卸売市場、展示場、体育館等）の輸送拠点について把握・点検するものとする。また、国、県及び市町村は、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市町村が開設する地域内輸送拠点を経て、各指定避難所等に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。	ーミナル、卸売市場、展示場、体育館等）の輸送拠点について把握・点検するものとする。また、国、県及び市町村は、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市町村が開設する地域内輸送拠点を経て、各指定避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。
	＜応急対策＞ １　飲料水・食料・生活必需品・防災用資機材等の供給 （１）～（２）（略） （３）具体的な取組内容 ア（略） イ　物資拠点の開設、運営及び要員の確保　【県（統括部、住宅対策部、文教部、支部）、市町村】	＜応急対策＞ １　飲料水・食料・生活必需品・防災用資機材等の供給 （１）～（２）（略） （３）具体的な取組内容 ア（略） イ　物資拠点の開設、運営及び要員の確保　【県（統括部、住宅対策部、文教部、支部）、市町村】
253	（ア）物資拠点の開設、運営 県は、別に定める要領やマニュアル等に基づき、物資の搬出や搬入を行う物資拠点を開設し運営する。その際、効率的な運営となるよう、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。市町村は、地域内輸送拠点等の物資拠点を速やかに開設・運営するとともに、民間事業者との災害時連携協定に基づいて輸送拠点での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整え、指定避難所等までの輸送体制を確保する。	（ア）物資拠点の開設、運営 県は、別に定める要領やマニュアル等に基づき、物資の搬出や搬入を行う物資拠点を開設し運営する。その際、効率的な運営となるよう、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。市町村は、地域内輸送拠点等の物資拠点を速やかに開設・運営し、指定避難所等までの輸送体制を確保する。
	（イ）（略）	（イ）（略）
	ウ～カ　（略）	ウ～カ　（略）
	２（略）	２（略）
	第１１　県民生活の早期再建 基本方針　（略）	第１１　県民生活の早期再建 基本方針（略）
	具体的取組 ＜予防・事前対策＞ １　罹災証明書の発行体制の準備 （１）～（２）（略） （３）具体的な取組内容	具体的取組 ＜予防・事前対策＞ １　罹災証明書の発行体制の準備 （１）～（２）（略） （３）具体的な取組内容
262	○　市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。	○　市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。
	○　県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。また、育成した調査の担当者の名簿への	○　県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。

登録、他の都道府県や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

２～４（略）
５　がれき処理等廃棄物対策
（１）～（２）（略）
（３）具体的な取組内容
ア（略）
266 イ　災害廃棄物等の適正処理の体制の確保　【県（環境部）、市町村】
○　仮置場での保管に際して、廃棄物が混合状態にならないよう分別排出、分別仮置きのための住民への広報や仮置場内での運営の体制を検討する。
○　仮置場を管理・運営するために必要となる資機材・人員を発災後確保できる体制を整備する。
○　応急対応時においても、今後の処理や再資源化を考慮し、可能な限りごみの選別を行うため、住民等の協力を得られるよう広報体制や人員・資機材配置を検討する。
○　定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。

ウ～エ（略）

６（略）

＜応急対策＞
１　災害救助法の適用
（１）～（２）（略）
（３）具体的な取組内容
ア～イ（略）
ウ　応急救助の実施方法
270 【応急救助の種類と実施者】

救助の種類	実施期間	実施者区分
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
福祉サービスの提供	７日以内	市町村
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

２～４（略）
５　がれき処理等廃棄物対策
（１）～（２）（略）
（３）具体的な取組内容
ア（略）
イ　災害廃棄物等の適正処理の体制の確保　【県（環境部）、市町村】
○　仮置場での保管に際して、廃棄物が混合状態にならないよう分別排出、分別仮置きのための住民への広報や仮置場内での運営の体制を検討する。
○　仮置場を管理・運営するために必要となる資機材・人員を発災後確保できる体制を整備する。
○　応急対応時においても、今後の処理や再資源化を考慮し、可能な限りごみの選別を行うため、住民等の協力を得られるよう広報体制や人員・資機材配置を検討する。

ウ～エ（略）

６（略）

＜応急対策＞
１　災害救助法の適用
（１）～（２）（略）
（３）具体的な取組内容
ア～イ（略）
ウ　応急救助の実施方法
【応急救助の種類と実施者】

救助の種類	実施期間	実施者区分
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

エ　（略）

２　被災者台帳の作成・罹災証明書の発行
（１）～（２）（略）
（３）具体的な取組内容
271 ア　被災者台帳の作成　【市町村】
市町村は、国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討するものとする。
イ～オ（略）

３～６（略）

７　文教対策
（１）（略）

280 （２）役割

機関名等	役割
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	・緊急避難の指示 ・災害の規模、児童・生徒等、職員及び施設設備の被害状況の把握及び教育委員会（私立学校の場合は私立学校主管課）への報告 ・臨時休業等の措置 ・避難所の開設等災害対策への協力 ・応急教育計画に基づき、災害状況に即した応急指導の実施 ・児童・生徒等が被害を受ける事態が発生した場合の適切な対応 ・保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び伝染病等の予防 ・教職員を掌握、校舎内外の整備、教科書及び教材の供与への協力 ・早期の授業再開に向けた対応

（３）（略）

＜復旧対策＞　（略）
第３章　災害復興
基本方針　（略）

（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

エ　（略）

２　被災者台帳の作成・罹災証明書の発行
（１）～（２）（略）
（３）具体的な取組内容
ア　被災者台帳の作成　【市町村】
被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。
イ～オ（略）

３～６（略）

７　文教対策
（１）（略）

（２）役割

機関名等	役割
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	・緊急避難の指示 ・災害の規模、児童・生徒等、職員及び施設設備の被害状況の把握及び教育委員会への報告 ・臨時休業等の措置 ・避難所の開設等災害対策への協力 ・応急教育計画に基づき、災害状況に即した応急指導の実施 ・児童・生徒等が被害を受ける事態が発生した場合の適切な対応 ・保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び伝染病等の予防 ・教職員を掌握、校舎内外の整備、教科書及び教材の供与への協力 ・早期の授業再開に向けた対応

（３）（略）

＜復旧対策＞　（略）
第３章　災害復興
基本方針　（略）

	実施計画 第１　復興に関する事前の取組の推進　　【県（各部局）、市町村】 （略） 早期の復興を実現するため、復興方針や復興計画が速やかに策定できるよう、あらかじめ復興手続等について検討を行い、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努める。また、復興まちづくりの人材育成のため、復興まちづくりイメージトレーニングを実施する。 さらに、市町村は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備の取組に努める。	実施計画 第１　復興に関する事前の取組の推進　　【県（各部局）、市町村】 （略） 早期の復興を実現するため、復興方針や復興計画が速やかに策定できるよう、あらかじめ復興手続等について検討を行い、必要に応じて復興プラン等を策定する。また、復興まちづくりの人材育成のため、復興まちづくりイメージトレーニングを実施する。
	第２～第４（略）	第２～第４（略）
	第４章　南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置 基本方針	第４章　南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応措置 基本方針
304	第１　趣旨 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年12月施行）は、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の指定や南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定など、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としている。 同法に基づき、令和７年７月１日現在で、1都2府27県723市町村が推進地域に指定されている。本県域は、推進地域には指定されていないが、平成24年8月に内閣府が発表した南海トラフで発生しうる最大クラスの地震において、震度5弱から5強程度が推計されている。 南海トラフ地震の発生の可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表することになるが、人口が集中している県南部でかなりの被害が発生することが予想されるとともに、臨時情報発表に伴う社会的混乱も懸念される。 このため、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（内閣府（防災担当））を参考に、南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う対応措置を定めるものである。	第１　趣旨 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年12月施行）は、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の指定や南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定など、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的としている。 同法に基づき、平成26年３月28日現在で、1都2府26県707市町村が推進地域に指定されている。本県域は、推進地域には指定されていないが、平成24年8月に内閣府が発表した南海トラフで発生しうる最大クラスの地震において、震度5弱から5強程度が推計されている。 南海トラフ地震の発生の可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表することになるが、人口が集中している県南部でかなりの被害が発生することが予想されるとともに、臨時情報発表に伴う社会的混乱も懸念される。 このため、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（内閣府（防災担当））を参考に、南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う対応措置を定めるものである。
	実施計画　（略）	実施計画　（略）
	第５章　（略）	第５章　（略）
	第６章　火山噴火降灰対策	第６章　火山噴火降灰対策
310	第１　基本方針 富士山及び浅間山の噴火が県民生活等に与える影響を最小限にするための対策を講じるとともに、甚大な被害となる近隣都県を支援する。 大規模噴火に伴う降灰は広域に影響を及ぼすことから、国、県、市町村及び関係機関は、住民の安全確保策など、広域に降り積もる火山灰への対策の推進に努めるものとする。対策の検討に当たっては、可能な限り降灰域内に留まって自宅等で生活を確保することを	第１　基本方針 富士山及び浅間山の噴火が県民生活等に与える影響を最小限にするための対策を講じるとともに、甚大な被害となる近隣都県を支援する。

	基本としつつ、状況によっては直ちに命に危険がある場合も想定して避難等の行動をとる必要があることを考慮するものとする。 第２　実施計画 被害想定～埼玉版FEMAにおける役割分担　（略） 具体的取組 ＜予防・事前対策＞ １　火山噴火に関する知識の普及 （１）取組方針 【噴火警報・予報、降灰予報】 ○　噴火警戒レベル 気象庁が、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を５段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する。 活動火山対策特別措置法第４条の規定に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から、噴火時や想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備について共同で検討を実施する。噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で運用される。近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況及び噴火警報・予報の名称、噴火警戒レベル等の一覧を下表に示す。 埼玉県近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況 区分 ／ 火山名 噴火警戒レベルが運用されている火山 ／ （略） 噴火警戒レベルが運用されていない火山 ／ （略） 噴火警報・予報の名称、噴火警戒レベル等の一覧表 噴火警戒レベルが運用されている火山の場合 （略） （２）（略） ２（略） ＜応急対策＞ １～３　（略）	第２　実施計画 被害想定～埼玉版FEMAにおける役割分担　（略） 具体的取組 ＜予防・事前対策＞ １　火山噴火に関する知識の普及 （１）取組方針 【噴火警報・予報、降灰予報】 ○　噴火警戒レベル 気象庁が、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を５段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する。 活動火山対策特別措置法第４条の規定に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から、噴火時や想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備について共同で検討を実施する。噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で運用される。近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況及び噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警戒レベルを下表に示す。 埼玉県近隣の活火山の噴火警戒レベル運用状況 区分 ／ 火山名 噴火レベルが運用されている火山 ／ （略） 噴火レベルが運用されていない火山 ／ （略） 噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火レベル （略） （２）（略） ２（略） ＜応急対策＞ １～３　（略）
313		
321	４　避難所等の開設・運営　【市町村】 降灰の堆積による荷重を原因とする建築物の倒壊により、住家を失った県民を収容するため、市町村は避難所を開設・運営する。 「第２章－第８　避難対策－＜応急対策＞（第２編－２１０ページ）」を準用する。 また、降灰の影響により鉄道等が運行停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合は、一時滞在施設の開設・運営に努める。 「第２章－第７　帰宅困難者対策＜応急対応＞（第２編－１９０ページ）」を準用する。	４　避難所の開設・運営　【市町村】 降灰の堆積による荷重を原因とする建築物の倒壊により、住家を失った県民を収容するため、市町村は避難所を開設・運営する。 「第２章－第８　避難対策－＜応急対策＞（第２編－２０１ページ）」を準用する。

	ただし、避難所等の運営にあたっては、降灰被害による呼吸器系、目や皮膚への影響等について、被災者の健康管理に配慮し、健康相談及び診断のための人員配置に努める。 また、大量降灰等により浄水場の配水処理能力が低下し、給水量の減少が予想される場合は、速やかに避難所等への給水体制を確立させる。	ただし、避難所の運営にあたっては、降灰被害による呼吸器系、目や皮膚への影響等について、被災者の健康管理に配慮し、健康相談及び診断のための人員配置に努める。 また、大量降灰等により浄水場の配水処理能力が低下し、給水量の減少が予想される場合は、速やかに避難所等への給水体制を確立させる。
	５（略） ６　交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策 【県（応急復旧部、給水部）、ライフライン事業者】	５（略） ６　交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策 【県（応急復旧部、給水部）、ライフライン事業者】
323	○　降灰による被害の様相及び二次災害の可能性等を各実施主体が平時から調査し、いち早く被害の軽減及び復旧活動が行えるよう対策を講じる。	○　降灰による被害の様相及び二次災害の可能性等を各実施主体が平常時から調査し、いち早く被害の軽減及び復旧活動が行えるよう対策を講じる。
	７～９（略）	７～９（略）
	＜復旧対策＞　（略）	＜復旧対策＞　（略）
	第７章　最悪事態（シビアコンディション）への対応 第１～第２（略） 第３　シビアコンディションの共有と取組の実施	第７章　最悪事態（シビアコンディション）への対応 第１～第２（略） 第３　シビアコンディションの共有と取組の実施
327	①命を守るのは「自分」が基本　～大震災では家具が凶器になります～ シビアな状況 県や市町村、防災関係機関は、今までの災害対応の教訓を踏まえ、現場対応力の強化や避難者支援に力を入れています。 しかし、阪神・淡路大震災で亡くなった方の８割以上は、家屋の倒壊、家具の転倒等による圧死・窒息死が原因で、そのほとんどが即死だったと言います。震度６弱の揺れで、家具は部屋の中を飛び交い、家族の命を奪う凶器となります。 発災直後に命が助からなければ、いくら消防や警察が救助に力を入れても、いくら行政が被災者支援を強化しても、役には立ちません。 また、タンスや家電で重傷を負ってしまうと、その後の避難行動にも困難が伴います。 被害想定調査では、東京湾北部地震により県内に７，２１５人の負傷者が生じる予測になりました。また、首都圏全体では３万人以上の重傷者が発生する見込みです。 緊急医療の収容能力や輸送能力を考えるに、迅速に十分な医療処置を施すのが難しい、膨大な人数です。 県民の皆さん、どうか家屋や家具で命を亡くさないでください。重傷を負わないでください。 そのために行うべきことは、そんなに難しいことではないのです。 課　題　～　対策の方向性　（略）	①命を守るのは「自分」が基本　～大震災では家具が凶器になります～ シビアな状況 県や市町村、防災関係機関は、今までの災害対応の教訓を踏まえ、現場対応力の強化や避難者支援に力を入れています。 しかし、阪神・淡路大震災で亡くなった方の８割以上は、家屋の倒壊、家具の転倒等による圧死・窒息死が原因で、そのほとんどが即死だったと言います。震度６弱の揺れで、家具は部屋の中を飛び交い、家族の命を奪う凶器となります。 発災直後に命が助からなければ、いくら消防や警察が救助に力を入れても、いくら行政が被災者支援を強化しても、役には立ちません。 また、タンスや家電で重傷を負ってしまうと、その後の避難行動にも困難が伴います。 新たな被害想定調査では、東京湾北部地震により県内に７，２１５人の負傷者が生じる予測になりました。また、首都圏全体では３万人以上の重傷者が発生する見込みです。 緊急医療の収容能力や輸送能力を考えるに、迅速に十分な医療処置を施すのが難しい、膨大な人数です。 県民の皆さん、どうか家屋や家具で命を亡くさないでください。重傷を負わないでください。 そのために行うべきことは、そんなに難しいことではないのです。 課　題　～　対策の方向性　（略）
	②（略）	②（略）
329	③火災から命を守る	③火災から命を守る

335	シビアな状況 関東大震災が起こった大正12年9月1日は、台風通過直後で、風速10～15mの強風が吹く日でした。昼食時の発災で、かまど使用も多かった当時は、各所で火災が発生し、時速400～800mの速さで延焼していきました。 延焼地帯は拡大していき、「合流火災」「火災旋風」が発生しました。関東大震災では百か所で「火災旋風」が発生、約2万坪の被服廠跡では3万8千人が焼死や圧死で命を落としたと言います。 一方、首都直下地震（都心南部地震）に係る国の想定では、火災による死者は、首都圏で最大約1万2千人、建物倒壊と合わせ最大約1万8千人の死者とされています。 シビアコンディションとして考えられるのは、地震発災直後から、火災が同時多発的に発生する中、断水により消火栓が機能停止し、道路閉塞や交通渋滞等により消防車が現場に到着できず、消防力が分散する中、特に都心の木造住宅密集市街地において大規模な延焼火災に至ることです。 また、高圧ガス施設、火薬類施設からの発火・爆発による延焼地域の拡大、危険物取扱施設や毒劇物取扱施設からの発火が加わると、さらに消火活動は遅れ、住民への被害が多大になります。 【参考：東京都被害想定（令和7年5月）】 区部西部から南西部にかけての環状7号線と8号線の間、区部東部の荒川沿いの地域は木造住宅密集地域が大規模に連担している。これらの地域を中心に、焼失等約11万棟、約2,500人の死者が発生する。 【参考：国被害想定（令和7年12月）】 地震火災による焼失　最大約27万棟、倒壊等と合わせ最大約40万棟 課　題　　対策の方向性　　～　（略） ④～⑦（略） ⑧超急性期医療と慢性疾患の同時対応 シビアな状況 阪神淡路大震災では、建物倒壊に伴う負傷者が多く、圧挫症候群を始め、外傷傷病者に対する超急性期医療が求められました。 一方、東日本大震災は、多くの被災者が津波で亡くなりましたが、生存者の多くが軽傷者で、どちらかと言えば慢性疾患への対応が課題となりました。 首都直下地震の被害の様相は、阪神淡路大震災に近い都市型であると考えられます。 国の都心南部直下地震の被害想定では、首都圏で最大約9万8千人の負傷者が発生する見込みです。 医療活動の主体は、超急性期（48 時間以内）から急性期（1 週間以内）では、災害派遣医療チーム（DMAT）が中心になります。しかし、深刻な道路交通麻痺により、救急車両等による現場到達が困難となることも見込まれます。 また、大量の負傷者が同時に発生すると、医師や看護師、医薬品、医療資機材の不足が生じ、十分な診療ができない可能性があります。	シビアな状況 関東大震災が起こった大正12年9月1日は、台風通過直後で、風速10～15mの強風が吹く日でした。昼食時の発災で、かまど使用も多かった当時は、各所で火災が発生し、時速400～800mの速さで延焼していきました。 延焼地帯は拡大していき、「合流火災」「火災旋風」が発生しました。関東大震災では百か所で「火災旋風」が発生、約2万坪の被服廠跡では3万8千人が焼死や圧死で命を落としたと言います。 一方、首都直下地震（都心南部地震）に係る国の想定では、火災による死者は、首都圏で最大約1万6千人、建物倒壊と合わせ最大約2万3千人の死者とされています。 シビアコンディションとして考えられるのは、地震発災直後から、火災が同時多発的に発生する中、断水により消火栓が機能停止し、道路閉塞や交通渋滞等により消防車が現場に到着できず、消防力が分散する中、特に都心の木造住宅密集市街地において大規模な延焼火災に至ることです。 また、高圧ガス施設、火薬類施設からの発火・爆発による延焼地域の拡大、危険物取扱施設や毒劇物取扱施設からの発火が加わると、さらに消火活動は遅れ、住民への被害が多大になります。 【参考：東京都被害想定】 区部西部から南西部にかけての環状7号線と8号線の間、区部東部の荒川沿いの地域は木造住宅密集地域が大規模に連担している。これらの地域を中心に、焼失等約20万棟、4,000人の死者が発生する。 【参考：国被害想定】 地震火災による焼失　最大約41万2千棟、倒壊等と合わせ最大約61万棟 課　題　　対策の方向性　　～　（略） ④～⑦（略） ⑧超急性期医療と慢性疾患の同時対応 シビアな状況 阪神淡路大震災では、建物倒壊に伴う負傷者が多く、圧挫症候群を始め、外傷傷病者に対する超急性期医療が求められました。 一方、東日本大震災は、多くの被災者が津波で亡くなりましたが、生存者の多くが軽傷者で、どちらかと言えば慢性疾患への対応が課題となりました。 首都直下地震の被害の様相は、阪神淡路大震災に近い都市型であると考えられます。 国の被害想定では、首都圏で最大約12万3千人の負傷者が発生し、そのうち約2万4千人が重傷者の見込みです。 医療活動の主体は、超急性期（48 時間以内）から急性期（1 週間以内）では、災害派遣医療チーム（DMAT）が中心になります。しかし、深刻な道路交通麻痺により、救急車両等による現場到達が困難となることも見込まれます。 また、大量の負傷者が同時に発生すると、医師や看護師、医薬品、医療資機材の不足が生じ、十分な診療ができない可能性があります。

	さらに、地震によって直接的に負傷しなかった被災者でも、都心の復旧に時間がかかる場合は、慢性疾患に対するケアが大量に必要になります。 課　題 ○　首都圏約9万8千人の重傷者に対し、DMAT等による迅速な医療救護活動と災害拠点病院を中心とする受入医療機関を確保する必要がある。 ○　道路啓開の遅延や交通渋滞により、救援部隊の投入に時間がかかる可能性がある。 ○　電力・水道等の断絶により、医療行為の存続が困難になる。 対策の方向性 ○　衛星携帯電話や広域災害救急医療情報システム（EMIS）の整備、災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）の活用など、確実かつ複数の情報連絡体制の構築を図るとともに、災害医療コーディネーター等の養成及び活用を図る。 ⑨（略）	さらに、地震によって直接的に負傷しなかった被災者でも、都心の復旧に時間がかかる場合は、慢性疾患に対するケアが大量に必要になります。 課　題 ○　首都圏約12万3千人の重傷者に対し、DMAT等による迅速な医療救護活動と災害拠点病院を中心とする受入医療機関を確保する必要がある。 ○　道路啓開の遅延や交通渋滞により、救援部隊の投入に時間がかかる可能性がある。 ○　電力・水道等の断絶により、医療行為の存続が困難になる。 対策の方向性 ○　衛星携帯電話や広域災害救急医療情報システム（EMIS）の整備など、確実かつ複数の情報連絡体制の構築を図るとともに、災害医療コーディネーター等の養成及び活用を図る。 ⑨（略）
337	⑩危険・不便な首都圏からの避難 シビアな状況 国の被害想定（令和7年12月）では、冬の夕方発災、風速8m/ｓの都心南部地震で、首都圏で1日後に最大約270万人、2週間後に最大約480万人の避難者が発生すると想定されます。 １か月後でも、最大約300万人が避難所生活を続けており、継続的な余震の発生や気象条件によっては、避難所生活者はさらに増加することになります。また、避難所そのものや周囲生活施設の被災、ライフラインの復旧の遅れが重なると、被災地内での避難所運営はさらに難しくなります。 道路の復旧が遅れ、あるいは輸送手段が不足すると、避難所へ物資や医療が十分に提供できなくなり、長期化に伴う健康管理や安全確保の観点から、被災地外への遠距離避難（疎開）を検討する必要がでてきます。 特に、医療や介護が必要な要配慮者は、安全で健康的な環境に速やかに避難させることが急務であり、本県は、被害が大きい都心南部からの避難者を受け入れるとともに、さらに北側（北関東や東北地方）に向けて二次避難の調整を行うこととなります。 課　題　～　対策の方向性　（略） ⑪～⑬　（略）	⑩危険・不便な首都圏からの避難 シビアな状況 国の被害想定では、冬の18時発災、風速15m/ｓの都心南部地震で、首都圏で1日後に約300万人、2週間後に約480万人の避難者が発生すると想定されます。 １か月後に1都3県の約9割の断水が解消した場合でも、約120万人が避難所生活を続けており、継続的な余震の発生や気象条件によっては、避難所生活者はさらに増加することになります。また、避難所そのものや周囲生活施設の被災、ライフラインの復旧の遅れが重なると、被災地内での避難所運営はさらに難しくなります。 道路の復旧が遅れ、あるいは輸送手段が不足すると、避難所へ物資や医療が十分に提供できなくなり、長期化に伴う健康管理や安全確保の観点から、被災地外への遠距離避難（疎開）を検討する必要がでてきます。 特に、医療や介護が必要な要配慮者は、安全で健康的な環境に速やかに避難させることが急務であり、本県は、被害が大きい都心南部からの避難者を受け入れるとともに、さらに北側（北関東や東北地方）に向けて二次避難の調整を行うこととなります。 課　題　～　対策の方向性　（略） ⑪～⑬　（略）

埼玉県地域防災計画　新旧対照表

【第３編 風水害対策編】

頁	新	旧
	第１章　総則 第１節　本県における風水害の概況 １～４（略） ５　災害の危険性 （１）～（３）（略）	第１章　総則 第１節　本県における風水害の概況 １～４（略） ５　災害の危険性 （１）～（３）（略）
4	（４）その他の災害の危険性 埼玉県は関東北部山地や秩父山地に発達した雷雨の通過地域にあたっているため、これに伴って発生する雹（ひょう）害が非常に多い。被害地域は大里・北埼玉・秩父・入間地方に多く、前者2地域は関東北部山地、後者2地域は秩父山地に発生した雷雨の一般的進路にあたる。雹（ひょう）害を月別に見ると、最も多いのは6月で総数の半分近くを占め、5・7月がこれにつづく。令和4年6月には降雹により県内15市７町で多大な農業被害が発生した。 また、近年、夏季に高気温となる現象が発生し、熱中症による被害が多発している。なお、令和７年８月５日に、鳩山町で国内２位の最高気温となる41.4℃が観測された。	（４）その他の災害の危険性 埼玉県は関東北部山地や秩父山地に発達した雷雨の通過地域にあたっているため、これに伴って発生する雹（ひょう）害が非常に多い。被害地域は大里・北埼玉・秩父・入間地方に多く、前者2地域は関東北部山地、後者2地域は秩父山地に発生した雷雨の一般的進路にあたる。雹（ひょう）害を月別に見ると、最も多いのは6月で総数の半分近くを占め、5・7月がこれにつづく。令和4年6月には降雹により県内15市７町で多大な農業被害が発生した。 また、近年、夏季に高気温となる現象が発生し、熱中症による被害が多発している。なお、平成26年７月23日に、熊谷市で国内最高気温となる41.1℃が観測された。
	第２章　施策ごとの具体計画 第１（略） 第２　災害に強いまちづくりの推進	第２章　施策ごとの具体計画 第１（略） 第２　災害に強いまちづくりの推進
11	基本方針 風水害による被害を最小限にするため、治山、砂防、治水等の水害予防対策を実施する。また、地すべり、土石流、急傾斜地崩壊、山地災害といった、住民の生命、身体、財産等に被害が生じるおそれのある土砂災害に対し、あらかじめ危険箇所を指定するなど災害を予防するための対策について定める。さらに、市街地の避難地、避難路や延焼遮断空間の確保・整備などをはじめとする都市の防災構造化を推進し、災害に強い都市づくりを行う。 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用の誘導を検討するに当たっては、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価のほか、その地域の状況や地域でとり得る防災・減災対策を幅広く考慮して総合的に判断することとする。	基本方針 風水害による被害を最小限にするため、治山、砂防、治水等の水害予防対策を実施する。また、地すべり、土石流、急傾斜地崩壊、山地災害といった、住民の生命、身体、財産等に被害が生じるおそれのある土砂災害に対し、あらかじめ危険箇所を指定するなど災害を予防するための対策について定める。さらに、市街地の避難地、避難路や延焼遮断空間の確保・整備などをはじめとする都市の防災構造化を推進し、災害に強い都市づくりを行う。
11	現況 〈治山〉 ○　効果的に治山事業を展開するため、山地災害危険地区の調査を実施し、山地災害の発生する危険度が高い地区の把握に努めている。令和６年度末現在の民有林の危険地は、山腹崩壊危険地916か所、崩壊土砂流出危険地区813か所、地すべり危険箇所150か所、計1,879か所となっている。	現況 〈治山〉 ○　効果的に治山事業を展開するため、山地災害危険地区の調査を実施し、山地災害の発生する危険度が高い地区の把握に努めている。令和５年度末現在の民有林の危険地は、山腹崩壊危険地916か所、崩壊土砂流出危険地区812か所、地すべり危険箇所150か所、計1,878か所となっている。
12	〈治水〉 ○　利根川水系 ・中川・綾瀬川ブロック（中川、綾瀬川、元荒川、大落古利根川など） 中川・綾瀬川ブロックの流域には、加須低地と中川低地が含まれ、現在の中川及び星	〈治水〉 ○　利根川水系 ・中川・綾瀬川ブロック（中川、綾瀬川、元荒川、大落古利根川など） 中川・綾瀬川ブロックの流域には、加須低地と中川低地が含まれ、現在の中川及び星

	川あるいは大小の河川や用水路が流下しており、低地地形が広く発達している地域である。 近年、下流域から中・上流域に向けて急速に開発が進み、水田、畑などの従来有していた保水・遊水機能が失われ、甚大な浸水被害が頻発してきた。 昭和５５年には、総合治水対策特定河川に指定され、総合的な治水対策工事を推進する観点から河川改修と流域対策を同時に進めてきたが、現在も都市部を中心に浸水被害が頻発しており、今後も引き続き早期に治水安全度を向上させるため、流域と河川が一体となって総合的な治水対策を進めていく必要がある。 令和６年３月には、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、特定都市河川に指定された。	川あるいは大小の河川や用水路が流下しており、低地地形が広く発達している地域である。 近年、下流域から中・上流域に向けて急速に開発が進み、水田、畑などの従来有していた保水・遊水機能が失われ、甚大な浸水被害が頻発してきた。 昭和５５年には、総合治水対策特定河川に指定され、総合的な治水対策工事を推進する観点から河川改修と流域対策を同時に進めてきたが、現在も都市部を中心に浸水被害が頻発しており、今後も引き続き早期に治水安全度を向上させるため、流域と河川が一体となって総合的な治水対策を進めていく必要がある。
13	〈地盤沈下〉 本県の地盤沈下の原因は急激な都市化に伴う人口の増加、生活水準の向上、産業の発展などによる水需要の増大を地下水に依存したためである。 昭和３６年から実施している精密水準測量（県平野部対象）の結果によると、調査開始当初は県南部地域で著しい沈下を示していたが、近年は加須市を中心とする県北東部地域が地盤沈下の中心となっている。 現在県内の地盤沈下は、長期的には沈静化傾向にあり、地盤沈下により被害が生ずるおそれの目安としている２cm以上の沈下が確認されたのは、近年では令和５年のみである。 しかしながら、渇水年には沈下面積が拡大する傾向があり、引き続き沈下状況を注視する必要がある。 調査開始以来の地盤沈下状況は、県西部地域の武蔵野台地や県中央部の大宮台地等の洪積台地等においても沈下を示しているが、もっとも地盤沈下による被害を受けているのは、累積最大 184.6cm沈下量を記録した中川低地であり、荒川低地及び加須低地も大きな被害を受けている。	〈地盤沈下〉 本県の地盤沈下の原因は急激な都市化に伴う人口の増加、生活水準の向上、産業の発展などによる水需要の増大を地下水に依存したためである。 昭和３６年から実施している精密水準測量（県平野部対象）の結果によると、調査開始当初は県南部地域で著しい沈下を示していたが、近年は加須市を中心とする県北東部地域が地盤沈下の中心となっている。 現在県内の地盤沈下は、長期的には沈静化傾向にあり、地盤沈下により被害が生ずるおそれの目安としている２cm以上の沈下は、平成26年以降確認されていない。 しかしながら、渇水年には沈下面積が拡大する傾向があり、引き続き沈下状況を注視する必要がある。 調査開始以来の地盤沈下状況は、県西部地域の武蔵野台地や県中央部の大宮台地等の洪積台地等においても沈下を示しているが、もっとも地盤沈下による被害を受けているのは、累積最大 184.6cm沈下量を記録した中川低地であり、荒川低地及び加須低地も大きな被害を受けている。
	具体的取組 １（略） ２　水害予防ー治水 （１）～（２）（略） （３）具体的な取組内容 ア～イ（略） ウ　道路橋梁の維持補修	具体的取組 １（略） ２　水害予防ー治水 （１）～（２）（略） （３）具体的な取組内容 ア～イ（略） ウ　道路橋梁の維持補修
21	○　道路の維持補修 県管理国県道実延長は2,769.9km（令和６年４月１日時点）で、防災計画の一つとして維持補修の重要性が認識されているところであり、県内12県土整備事務所の資材、人員、機械等を最大限に活用して、維持、補修を実施している。	○　道路の維持補修 県管理国県道実延長は2,775.2km（令和４年４月１日時点）で、防災計画の一つとして維持補修の重要性が認識されているところであり、県内12県土整備事務所の資材、人員、機械等を最大限に活用して、維持、補修を実施している。
21	○　アンダーパス部等の維持補修 県管理道路のアンダーパス13箇所（令和７年４月１日時点）および道路冠水の発生箇所において、道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の更新や維持補修を実施している。 また、冠水時の侵入防止対策として、監視カメラや電光掲示板、冠水センサー等の整	○　アンダーパス部等の維持補修 県管理道路のアンダーパス13箇所（令和６年４月１日時点）および道路冠水の発生箇所において、道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の更新や維持補修を実施している。 また、冠水時の侵入防止対策として、監視カメラや電光掲示板、冠水センサー等の整

	備を推進する。	備を推進する。
21	○　橋梁の維持補修 県管理橋梁総数2,783橋（令和７年４月１日時点）で、必要な維持補修や架換えを計画的に実施し、対策に万全を期している。	○　橋梁の維持補修 県管理橋梁総数2,792橋（令和５年４月１日時点）で、必要な維持補修や架換えを計画的に実施し、対策に万全を期している。
	３～４（略） ５　土砂災害予防 （１）～（２）（略） （３）具体的な取組内容 ア（略）	３～４（略） ５　土砂災害予防 （１）～（２）（略） （３）具体的な取組内容 ア（略）
	イ　土石流の予防対策　【県（県土整備部）】 （ア）～（イ）（略）	イ　土石流の予防対策　【県（県土整備部）】 （ア）～（イ）（略）
27	（ウ）土石流対策工事 土砂災害警戒区域内に避難所や要配慮者利用施設等を有する区域を優先度が高い区域とし、優先度の高い区域から、砂防堰堤や渓流保全工を整備し土石流を防止する。	（ウ）土石流対策工事 土砂災害警戒区域ごとに優先度を定め、優先度評価の高い区域から、砂防堰堤や渓流保全工を整備し土石流を防止する。
	ウ　地すべりの予防対策　【県（農林部、県土整備部）】 （ア）～（イ）（略）	ウ　地すべりの予防対策　【県（農林部、県土整備部）】 （ア）～（イ）（略）
28	（ウ）地すべり防止工事 巡視や観測により、地すべりによる滑動が疑われた場合に地すべり防止工事に着手する。	（ウ）地すべり防止工事 巡視や観測により、地すべりによる滑動が疑われた場合に地すべり防止工事に着手する。また、すでに地すべりが発生している区域や、地すべりするおそれのきわめて大きな「地すべり防止区域」については、観測や対策工事を実施する。
	エ　がけ崩れの予防対策　【県（県土整備部）】 （ア）～（イ）（略）	エ　がけ崩れの予防対策　【県（県土整備部）】 （ア）～（イ）（略）
28	（ウ）急傾斜地崩壊防止工事 土砂災害警戒区域等内に避難所や要配慮者利用施設を有する区域を優先度が高い区域とし、優先順位の高い箇所から急傾斜地崩壊防止工事を実施する。ただし、急傾斜地は、原則として土地の所有者等に土地を適正管理する責任があるため、土地所有者等による対策が困難・不適当な場合に限り、県で対策工事を実施する。	（ウ）急傾斜地崩壊防止工事 土砂災害区域ごとに優先度を定め、優先順位の高い箇所から急傾斜地崩壊防止工事を実施する。ただし、急傾斜地は、原則として土地の所有者等に土地を適正管理する責任があるため、土地所有者等による対策が困難・不適当な場合に限り、県で対策工事を実施する。
	オ（略）	オ（略）
30	カ　盛土による災害の予防対策 ○　危険が確認された盛土に対する是正指導 県、指定都市、中核市は宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等の分布調査を実施し、把握した盛土等の安全性に関する調査を行う。危険が確認された盛土等については、災害を防止するため宅地造成及び特定盛土等規制法などに基づき、速やかに改善命令等の必要な措置を行う。	カ　盛土による災害の予防対策 ○　危険が確認された盛土に対する是正指導 県、市町村は宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行う。
	６（略）	６（略）

第３～第４（略）
第５　情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備
基本方針～現況（略）

具体的取組
＜予防・事前対策＞（略）

＜応急対策＞
１　特別警報・警報・注意報等の伝達
（１）～（２）（略）
（３）具体的な取組内容
ア　気象業務法に基づく気象特別警報・警報・注意報等
○　対象地域
48 【特別警報・警報・注意報発表基準（熊谷地方気象台）】

種類		発表基準
特別警報	（略）	（略）
	（略）	（略）
	（略）	（略）
	（略）	（略）
警報	（略）	（略）
	（略）	（略）
	（略）	（略）
	（略）	（略）
	（略）	（略）
注意報	（略）	（略）
	（略）	（略）
	（略）	（略）
	（略）	（略）
	（略）	（略）
	（略）	（略）
	（略）	（略）
	（略）	（略）
	（略）	（略）
	（略）	（略）
	（略）	（略）
	融雪　※３	（略）
	なだれ　※３	（略）
記録的短時間大雨情報		（略）

○　各種気象情報
50 ・キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

第３～第４（略）
第５　情報の収集・分析・加工・共有・伝達体制の整備
基本方針～現況（略）

具体的取組
＜予防・事前対策＞（略）

＜応急対策＞
１　特別警報・警報・注意報等の伝達
（１）～（２）（略）
（３）具体的な取組内容
ア　気象業務法に基づく気象特別警報・警報・注意報等
○　対象地域
【特別警報・警報・注意報発表基準（熊谷地方気象台）】

種類		発表基準
特別警報	（略）	（略）
	（略）	（略）
	（略）	（略）
	（略）	（略）
警報	（略）	（略）
	（略）	（略）
	（略）	（略）
	（略）	（略）
	（略）	（略）
注意報	（略）	（略）
	（略）	（略）
	（略）	（略）
	（略）	（略）
	（略）	（略）
	（略）	（略）
	（略）	（略）
	（略）	（略）
	（略）	（略）
	（略）	（略）
	（略）	（略）
	融雪	（略）
	なだれ	（略）
記録的短時間大雨情報		（略）

○　各種気象情報
・キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

種類	概要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）

53 イ　水防法及び気象業務法に基づく洪水予報、水防警報、水位周知

（ア）水防法及び気象業務法に基づく洪水予報、水防警報、水位周知

【県知事が管理する河川の洪水予報】

水防法第11条及び気象業務法第14条の２第３項により、県知事及び気象庁長官が共同して行う洪水予報河川は、次のとおりである。

新河岸川、芝川、新芝川、綾瀬川、中川、元荒川、新方川、大落古利根川、入間川

53 （イ）水防法に基づく水位周知

【県知事が管理する河川の水位周知】

水防法第13条第２項により、県知事が行う水位周知河川は、次のとおりである。

小山川、福川、女堀川、市野川、鴨川、鴻沼川、柳瀬川、黒目川、唐沢川

ウ～キ（略）

57 ク　気象警報等の伝達

【各機関への特別警報・警報・注意報等の通知内容】

種別 通知先	特別警報 警報	注意報	気象情報					水防活動用警報・注意報・情報		
			（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
ＮＴＴ東日本（株）（警報伝達ｼｽﾃﾑ担当）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

59 ○　通信途絶時の代替経路

【熊谷地方気象台からの伝達】

機関名	県防災行政無線
（略）	（発信特番）-200-6-8181

種類	概要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）※	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）

イ　水防法及び気象業務法に基づく洪水予報、水防警報、水位周知

（ア）水防法及び気象業務法に基づく洪水予報、水防警報、水位周知

【県知事が管理する河川の洪水予報】

水防法第11条及び気象業務法第14条の２第３項により、県知事及び気象庁長官が共同して行う洪水予報河川は、次のとおりである。

綾瀬川、新河岸川、芝川、新芝川

（イ）水防法に基づく水位周知

【県知事が管理する河川の水位周知】

水防法第13条第２項により、県知事が行う水位周知河川は、次のとおりである。

小山川、福川、女堀川、中川、元荒川、大落古利根川、新方川、市野川、入間川、鴨川、鴻沼川、柳瀬川、黒目川、唐沢川

ウ～キ（略）

ク　気象警報等の伝達

【各機関への特別警報・警報・注意報等の通知内容】

種別 通知先	特別警報 警報	注意報	気象情報					水防活動用警報・注意報・情報		
			（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
東日本電信電話（株）（警報伝達ｼｽﾃﾑ担当）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

※　洪水は警報に限る。

○　通信途絶時の代替経路

【熊谷地方気象台からの伝達】

機関名	県防災行政無線
（略）	6-8181

59	（略）　（発信特番）-783-951 （略）　（略） 【気象庁からの伝達】 機関名 ＮＴＴ東日本（株） ２　県、警察本部及び市町村等における措置 （１）（略） （２）役割 機関名等　役割 （略）　（略） （略）　（略） （略）　（略） ＮＴＴ東日本（株）　（略）	（略）　70-4861 （略）　（略） 【気象庁からの伝達】 機関名 東日本電信電話（株） ２　県、警察本部及び市町村等における措置 （１）（略） （２）役割 機関名等　役割 （略）　（略） （略）　（略） （略）　（略） 東日本電信電話（株）　（略）
61	（３）具体的役割 ア～ウ（略） エ　ＮＴＴ東日本（株）の措置 ＮＴＴ東日本（株）は、熊谷地方気象台から気象警報等の伝達を受けたときは、直ちに関係市町村等へ通知する。 ３～５（略） 第６（略） 第７　避難対策 基本方針～現況（略）	（３）具体的役割 ア～ウ（略） エ　東日本電信電話（株）の措置 東日本電信電話（株）は、熊谷地方気象台から気象警報等の伝達を受けたときは、直ちに関係市町村等へ通知する。 ３～５（略） 第６（略） 第７　避難対策 基本方針～現況（略）
68	具体的取組 ＜予防・事前対策＞ １　避難体制の整備 ア　避難計画の策定　【市町村】 市町村は、避難指示、高齢者等避難等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や避難指示等を発令するために必要な判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。また、浸水や土砂災害等のリスクを考慮した上で、避難場所、避難所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとするとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。 避難に当たっては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することが	具体的取組 ＜予防・事前対策＞ １　避難体制の整備 ア　避難計画の策定　【市町村】 市町村は、避難指示、高齢者等避難等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や避難指示等を発令するために必要な判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。また、浸水や土砂災害等のリスクを考慮した上で、避難場所、避難所、避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるものとするとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。 避難に当たっては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することが

71	できる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置となる「緊急安全確保」を行うべきことについて、市町村は住民等への周知徹底に努める。 イ～ウ（略） ＜応急対策＞ １　避難の実施 （１）～（２）（略） （３）具体的な取組内容 ア　避難指示　　【市町村長、水防管理者】 （ア）（略） （イ）避難指示の内容 避難の指示は、次の内容を明示して行う。 ・要避難対象地域 ・立退き先 ・避難先及び避難経路 ・避難理由 ・避難時の留意事項 なお、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置となる「緊急安全確保」を行うべきことについて、市町村は住民等への周知徹底に努める。 （ウ）～（エ）（略） イ～エ（略） ２（略） ＜復旧対策＞（略） 第８～第１０（略） 第１１　竜巻等突風対策 基本方針～現況　（略） 具体的取組 ＜予防・事前対策＞～＜応急対策＞（略）	できる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市町村は住民等への周知徹底に努める。 イ～ウ（略） ＜応急対策＞ １　避難の実施 （１）～（２）（略） （３）具体的な取組内容 ア　避難指示　　【市町村長、水防管理者】 （ア）（略） （イ）避難指示の内容 避難の指示は、次の内容を明示して行う。 ・要避難対象地域 ・立退き先 ・避難先及び避難経路 ・避難理由 ・避難時の留意事項 なお、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市町村は住民等への周知徹底に努める。 （ウ）～（エ）（略） イ～エ（略） ２（略） ＜復旧対策＞（略） 第８～第１０（略） 第１１　竜巻等突風対策 基本方針～現況　（略） 具体的取組 ＜予防・事前対策＞～＜応急対策＞（略）

92

＜復旧対策＞
１（略）
２　被災者支援
（１）～（２）（略）
（３）具体的な取組内容
＜参考＞
【平成25年9月の竜巻災害での対応を基に作成した具体例（災害救助法の適用が前提となる支援も含む）】

	県・関係機関	市町村
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	・電気料金支払期限延長等の特別措置（東京電力エナジーパートナー㈱・東京電力パワーグリッド㈱・その他各契約先小売り電気事業者の定めによる） ・電話料等の支払い延長等（ＮＴＴ東日本（株）） ・ＮＨＫ料金の免除（日本放送協会） ・携帯電話料金支払期限延期等の支援措置（各携帯電話会社）	

107

第３章～第４章（略）

第５章　雪害対策
第１～第３（略）
第４　実施計画
具体的取組
＜予防・事前対策＞
１　県民が行う雪害対策
（１）取組方針
　大雪災害では、行政機関は切迫性の高い緊急事態（なだれ事故や立ち往生車両に伴う人命救助等）から優先的に対応することとなる。
　また、除雪の進捗や融雪により深刻な被害を免れることもあるため、県民自らが一定期間を耐えるための備蓄や家屋等の耐雪化を進めるとともに、除雪や自家用車運転時に二次災害を生まない行動をすることが重要である。
　そこで、自分の身は自分で守るという自助の観点から、県民は飲料水や食料等の備蓄など、平時から災害に対する備えを心がける。

（２）～（３）（略）

＜復旧対策＞
１（略）
２　被災者支援
（１）～（２）（略）
（３）具体的な取組内容
＜参考＞
【平成25年9月の竜巻災害での対応を基に作成した具体例（災害救助法の適用が前提となる支援も含む）】

	県・関係機関	市町村
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
（略）	・電気料金支払期限延長等の特別措置（東京電力エナジーパートナー㈱・東京電力パワーグリッド㈱・その他各契約先小売り電気事業者の定めによる） ・電話料等の支払い延長等（東日本電信電話㈱） ・ＮＨＫ料金の免除（日本放送協会） ・携帯電話料金支払期限延期等の支援措置（各携帯電話会社）	

第３章～第４章（略）

第５章　雪害対策
第１～第３（略）
第４　実施計画
具体的取組
＜予防・事前対策＞
１　県民が行う雪害対策
（１）取組方針
　大雪災害では、行政機関は切迫性の高い緊急事態（なだれ事故や立ち往生車両に伴う人命救助等）から優先的に対応することとなる。
　また、除雪の進捗や融雪により深刻な被害を免れることもあるため、県民自らが一定期間を耐えるための備蓄や家屋等の耐雪化を進めるとともに、除雪や自家用車運転時に二次災害を生まない行動をすることが重要である。
　そこで、自分の身は自分で守るという自助の観点から、県民は飲料水や食料等の備蓄など、平常時から災害に対する備えを心がける。

（２）～（３）（略）

	２～１０（略） ＜応急対策＞（略）	２～１０（略） ＜応急対策＞（略）

埼玉県地域防災計画　新旧対照表

【第４編 複合災害対策編】

頁	新	旧
	修正なし	修正なし

埼玉県地域防災計画　新旧対照表

【第５編 広域応援編】

<table>
<tr><th>頁</th><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>8
8
20
21</td><td>
基本方針～初動シナリオ　（略）

具体的取組
＜事前対策＞
１　広域応援体制の整備
（１）取組方針
埼玉県は、他の自治体と相互に協力して災害対応を行うため、九都県市首脳会議、全国知事会、関東地方知事会、三県知事会議で相互応援協定を締結している。
また、平時から、国、関係機関・団体等との連携を図るとともに、九都県市合同防災訓練等を通じて災害対応の実効性を高める。
（２）役割
<table>
<tr><th>機関名等</th><th>役割</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>・関係機関・団体等との平時からの連携
・九都県市合同防災訓練等の実施
・物資供給体制の整備
・災害対策本部体制の強化
・連絡員の派遣体制の整備</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
（３）（略）

２～６（略）

＜応急対策＞
１～８（略）
９　保健医療福祉活動チームの県外派遣
（１）取組方針
大規模災害により県外で大きな被害が発生した場合、保健医療福祉活動チームを県外被災地に派遣する。なお、本県においても被害が発生している場合は、本県における傷病者や避難者の発生状況等を踏まえ、対応余力があると見込まれる場合に派遣するものとする。
（２）役割
<table>
<tr><th>機関名等</th><th>役割</th></tr>
<tr><td>県（統括部、救援福祉部、医療救急部）</td><td>・保健医療福祉活動チームの派遣に係る調整の実施</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>・保健医療福祉活動チームの編成・派遣</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>・保健医療福祉活動チームによる支援の実施</td></tr>
</table>
</td><td>
基本方針～初動シナリオ　（略）

具体的取組
＜事前対策＞
１　広域応援体制の整備
（１）取組方針
埼玉県は、他の自治体と相互に協力して災害対応を行うため、九都県市首脳会議、全国知事会（関東地方知事会）、三県知事会議で相互応援協定を締結している。
また、平時から、国、関係機関・団体等との連携を図るとともに、九都県市合同防災訓練等を通じて災害対応の実効性を高める。
（２）役割
<table>
<tr><th>機関名等</th><th>役割</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>・関係機関・団体等との平常時からの連携
・九都県市合同防災訓練等の実施
・物資供給体制の整備
・災害対策本部体制の強化
・連絡員の派遣体制の整備</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
（３）（略）

２～６（略）

＜応急対策＞
１～８（略）
９　医療救護班の県外派遣
（１）取組方針
大規模災害により県外で大きな被害が発生した場合、医療救護班を県外被災地に派遣する。なお、本県においても被害が発生している場合は、本県における傷病者の発生状況等を踏まえ、対応余力があると見込まれる場合に派遣するものとする。

（２）役割
<table>
<tr><th>機関名等</th><th>役割</th></tr>
<tr><td>県（統括部、医療救急部）</td><td>・医療救護班の派遣に係る調整の実施</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>・医療救護班の編成・派遣</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>・医療救護班による救護の実施</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>（３）具体的な取組内容
ア　保健医療福祉活動チームの編成、派遣
県は、国又は他都道府県から保健医療福祉活動に関する協力要請があったとき、若しくは支援が必要と認めたときは、保健医療福祉活動チームを編成、派遣するとともに必要に応じ関係機関に協力を要請する。</td><td>（３）具体的な取組内容
ア　医療救護班の編成、派遣
県は、他都道府県から医療救護に関する協力要請があったとき、又は医療・助産救護に係る支援が必要と認めたときは、医療救護班を編成、派遣するとともに必要に応じ関係機関に協力を要請する。</td></tr>
<tr><td>21</td><td>１０　埼玉県災害時学校支援チーム（D-EST埼玉）の県内・県外派遣
（１）取組方針
県内及び県外において大規模災害が発生した際に、被災地域等からの要請に基づき、被災した学校における教育活動の早期再開に向けた支援のために、埼玉県の教職員等を被災地の学校等へ派遣するものとする。

（２）役割
<table><tr><th>機関名等</th><th>役割</th></tr><tr><td>県（統括部、文教部）</td><td>・D-EST埼玉のチーム員派遣に係る調整の実施
・D-EST埼玉のチーム編成及び派遣
・本県被災時の他県支援チームの受入調整</td></tr><tr><td>国（文部科学省）</td><td>・被災地域への職員派遣
・他県支援チームとの連絡調整</td></tr></table>
（３）具体的な取組内容
県は、被災地域等からの支援チーム派遣要請を受け、支援が必要と認めたときは、D-EST埼玉のチーム員を派遣し、学校の環境整備や児童生徒の心のケア等、学校教育活動の早期再開に向けた支援を行う。</td><td></td></tr>
<tr><td>21</td><td>１１　後方医療機関における県外傷病者の受入れ
（略）</td><td>１０　後方医療機関における県外傷病者の受入れ
（略）</td></tr>
<tr><td>22</td><td>１２　遺体処理支援
（略）</td><td>１１　遺体処理支援
（略）</td></tr>
<tr><td>22</td><td>１３　広域避難の支援
（略）</td><td>１２　広域避難の支援
（略）</td></tr>
<tr><td>24</td><td>１４　がれき処理支援
（略）</td><td>１３　がれき処理支援
（略）</td></tr>
<tr><td>25</td><td>１５　環境衛生（し尿処理、ごみ処理）支援
（略）</td><td>１４　環境衛生（し尿処理、ごみ処理）支援
（略）</td></tr>
<tr><td></td><td>＜復旧・復興対策＞（略）</td><td>＜復旧・復興対策＞　（略）</td></tr>
</table>

埼玉県地域防災計画　新旧対照表

【第６編 事故災害対策編】

頁	新	旧
	第１節　火災対策計画 第１　火災予防 １（略） ２　行政指導の徹底　　【危機管理防災部、市町村、消防機関】 （１）（略） （２）市町村消防計画の作成指導 ア～サ（略） シ　救助救急計画 平時、非常時に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対する救助、救急が的確に行われるよう計画を定めておくよう指導する。 ス（略） ３（略） 第２（略） 第３　大規模火災予防 【危機管理防災部、都市整備部、警察本部、市町村、消防機関、道路管理者】 １　基本方針 （１）～（２）（略） （３）現況 ア（略） イ　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興の備え 迅速な情報の収集、伝達のため、防災ヘリコプター映像電送装置を導入しているほか、地上系及び衛星系防災行政無線計６９１局を整備している。また、消防水利の確保についても、消防施設整備計画に基づき整備を進めている。 ２（略） ３　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え （１）情報の収集・連絡　　【危機管理防災部、都市整備部、市町村】 ア（略） イ　情報の分析整理 県は、平時から防災関連情報の収集及び蓄積に努め、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握したうえ、被害想定を実施し、災害危険性の周知等に生かすものとする。 ウ（略） （２）（略） （３）消火活動体制の整備　【危機管理防災部、市町村、消防機関】 県及び市町村は、大規模火災に備え、消火栓や防火水槽の整備に努めるとともに、河川水やプール、ため池等についても把握し、その指定消防水利としての活用を図り、消	第１節　火災対策計画 第１　火災予防 １（略） ２　行政指導の徹底　　【危機管理防災部、市町村、消防機関】 （１）（略） （２）市町村消防計画の作成指導 ア～サ（略） シ　救助救急計画 平常時、非常時に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対する救助、救急が的確に行われるよう計画を定めておくよう指導する。 ス（略） ３（略） 第２（略） 第３　大規模火災予防 【危機管理防災部、都市整備部、警察本部、市町村、消防機関、道路管理者】 １　基本方針 （１）～（２）（略） （３）現況 ア（略） イ　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興の備え 迅速な情報の収集、伝達のため、防災ヘリコプター映像電送装置を導入しているほか、地上系、衛星系の防災無線局８５８局を整備している。また、消防水利の確保についても、消防施設整備計画に基づき整備を進めている。 ２（略） ３　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え （１）情報の収集・連絡　　【危機管理防災部、都市整備部、市町村】 ア（略） イ　情報の分析整理 県は、平常時から防災関連情報の収集及び蓄積に努め、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握したうえ、被害想定を実施し、災害危険性の周知等に生かすものとする。 ウ（略） （２）（略） （３）消火活動体制の整備　【危機管理防災部、市町村、消防機関】 県及び市町村は、大規模火災に備え、消火栓や防火水槽の整備に努めるとともに、河川水やプール、ため池等についても把握し、その指定消防水利としての活用を図り、消
2		
6		
8		
9		

	防水利の確保とその適正な配置に努めるものとする。 市町村は、平時から消防本部、消防団及び自主防災組織等との連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。 （４）（略） （５）避難収容活動への備え　【市町村】 ア　避難誘導 市町村は、避難所・避難路をあらかじめ指定し、日頃から地域住民に周知徹底するとともに、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。また、市町村は、大規模火災発生時に高齢者、障害者等の避難行動要支援者の適切な避難誘導を図るため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平時よりこれらの者に係る避難誘導体制を整備するとともに、避難誘導訓練を実施するものとする。 なお、避難路の指定については、「第２編　震災対策編－第２章－第８　避難対策」に準じるほか、防火地域又は準防火地域の指定とあわせて検討するものとする。 （６）（略）	防水利の確保とその適正な配置に努めるものとする。 市町村は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等との連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。 （４）（略） （５）避難収容活動への備え　【市町村】 ア　避難誘導 市町村は、避難所・避難路をあらかじめ指定し、日頃から地域住民に周知徹底するとともに、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。また、市町村は、大規模火災発生時に高齢者、障害者等の避難行動要支援者の適切な避難誘導を図るため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制を整備するとともに、避難誘導訓練を実施するものとする。 なお、避難路の指定については、「第２編　震災対策編－第２章－第８　避難対策」に準じるほか、防火地域又は準防火地域の指定とあわせて検討するものとする。 （６）（略）
9	（７）被災者等への的確な情報伝達活動への備え　【危機管理防災部、市町村】 県及び市町村は、大規模火災に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、平時から広報体制を整備するものとする。 また、県及び市町村は、住民等からの問い合わせに対応する体制について、あらかじめ計画を作成するものとする。 （８）（略）	（７）被災者等への的確な情報伝達活動への備え　【危機管理防災部、市町村】 県及び市町村は、大規模火災に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備するものとする。 また、県及び市町村は、住民等からの問い合わせに対応する体制について、あらかじめ計画を作成するものとする。 （８）（略）
9	４（略）	４（略）
	第４　（略）	第４　（略）
	第５　林野火災予防　【危機管理防災部、農林部、警察本部、市町村、消防機関、自衛隊】 １　基本方針 （１）趣旨 本県は、森林面積が県土のおよそ３分の１を占めている中、林野火災は、地形の制約等の状況から、燃焼時間が長時間に及ぶ場合が多い。このため、林野において火災が発生した場合の対策について定めるものとする。 林野火災は、ひとたび発生すると気象条件や地形、飛び火の発生等により急激な延焼拡大等に至る場合があること、気象状況の変化により延焼方向の急変や飛び火等が発生するおそれがあること、その消火活動においては、全体像の把握や、狭隘・急峻な林野内への進入・放水活動に困難な場合があること、活動が長期化し多くの人員を必要とすること等に留意して備えを行う必要がある。このため、消防機関を始めとする地方公共団体は、指揮体制の早期確立、速やかな応援要請、地上・空中消火の連携を基本とした災害対応等の実施のための備えを行うものとする。	第５　林野火災予防　【危機管理防災部、農林部、警察本部、市町村、消防機関、自衛隊】 １　基本方針 （１）趣旨 本県は、森林面積が県土のおよそ３分の１を占めている中、林野火災は、地形の制約等の状況から、燃焼時間が長時間に及ぶ場合が多い。このため、林野において火災が発生した場合の対策について定めるものとする。
14	（２）～（３）（略）	（２）～（３）（略）
	２　実施計画	２　実施計画

	（１）県及び市町村 ア　林野火災に強い地域づくり （ア）～（イ）（略）	（１）県及び市町村 ア　林野火災に強い地域づくり （ア）～（イ）（略） （ウ）火災巡視等 県及び市町村は、警報発令中の火気の使用制限の徹底を図るとともに、林野火災の多発時期等における監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応等を行うものとする。
	イ　迅速かつ円滑な応急対策、災害復旧への備え （ア）情報の収集・連絡関係 ① 情報の収集・連絡体制の整備 市町村は、火入れの許可申請の徹底やたき火等の把握に取り組むとともに、火入れやたき火等を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう、適切な対応を行うものとする。また、市町村は、許可した火入れの情報等を消防機関に共有する。 県及び市町村は、国、関係市町村、警察、消防機関、自衛隊、林業関係団体等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。 また、機動的な情報収集活動を行うため、ヘリコプターテレビ電送システム等の映像による情報通信システムの整備を行い、災害情報の収集・連絡システムの一層の強化を図るものとする。 ② 情報の分析整理 県は、平時から防災関連情報の収集及び蓄積に努め、林野火災の発生及び延焼拡大の危険性のある地域の把握及びその周知に努めるものとする。 ③ 通信手段の確保 県及び市町村は、平時から災害時の情報通信手段の確保に努め、その整備・運用・管理に当たっては、山間地での利用を前提とした広範囲な情報連絡が可能な通信機器の整備を促進することとする。 県及び市町村は、林野火災発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図るものとする。 なお、県及び市町村の整備する情報連絡システムについては、「第２編　震災対策編－第２章－第５　情報収集・伝達体制の整備」に準ずるものとする。	イ　迅速かつ円滑な応急対策、災害復旧への備え （ア）　情報の収集・連絡関係 ① 情報の収集・連絡体制の整備 県及び市町村は、国、関係市町村、警察、消防機関、自衛隊、林業関係団体等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。 また、機動的な情報収集活動を行うため、ヘリコプターテレビ電送システム等の映像による情報通信システムの整備を行い、災害情報の収集・連絡システムの一層の強化を図るものとする。 ② 情報の分析整理 県は、平常時から防災関連情報の収集及び蓄積に努め、林野火災の発生及び延焼拡大の危険性のある地域の把握及びその周知に努めるものとする。 ③ 通信手段の確保 県及び市町村は、林野火災発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図るものとする。 なお、県及び市町村の整備する情報連絡システムについては、「第２編　震災対策編－第２章－第５　情報収集・伝達体制の整備」に準ずるものとする。
	（イ）消火活動体制の整備 県及び市町村は、林野火災に備え、水利の確保に努めるとともに、その適正な備蓄や配置に努めるものとする。水利が限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等、林野内への送水や放水を可能にする資機材の充実強化を図るとともに、建設業者等の所有車両の活用に向けて連携を強化するものとする。 また、熱源探査を活用した効果的な延焼状況等の把握や消火活動のため、熱画像直視装置や無人航空機等の関連する資機材の整備を促進するものとする。 さらに、林野火災においては迅速な初期消火が重要であることから、消防団について、消防本部等と連携した実践的かつ効果的な訓練の充実や、悪条件下での情報伝達体制の強化、火災対応能力の向上に必要な資機材等の充実等を図るものとする。	（イ）消火活動体制の整備 県及び市町村は、林野火災に備え、水利の確保に努めるとともに、その適正な備蓄や配置に努めるものとする。

	県は、ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、ヘリコプター、活動拠点、熱源探査装置を含む資機材等の整備を推進するものとする。 市町村は、平時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、水利の確保及び消防体制の整備に努めるものとする。 消防機関は、林野火災を想定した消防計画や林野火災防御図のほか、強風下の林野火災を想定した飛び火警戒要領等の策定等を行い、効果的な消火活動体制を整備するものとする。	市町村は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、水利の確保及び消防体制の整備に努めるものとする。
16	（ウ）避難収容活動への備え ①　避難誘導 市町村は、林野火災に備えて避難所及び避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民や入山者への周知徹底に努めるとともに、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。 また、市町村は、林野火災発生時に高齢者、障害者等の要配慮者の適切な避難誘導を図るため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平時よりこれらの者に係る避難誘導体制を整備するものとする。 ②（略）	（ウ）避難収容活動への備え ①　避難誘導 市町村は、林野火災に備えて避難所及び避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民や入山者への周知徹底に努めるとともに、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。 また、市町村は、林野火災発生時に高齢者、障害者等の要配慮者の適切な避難誘導を図るため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制を整備するものとする。 ②（略）
	（エ）　（略）	（エ）　（略）
16	（オ）住民等への的確な情報伝達活動への備え 市町村は、乾燥や強風等の気象状況に応じて的確に火災に関する警戒情報等を発表するとともに、住民等に対する注意喚起、監視パトロール等の強化など適切な対応を行うものとする。 県及び市町村は、林野火災に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、平時から広報体制を整備するものとする。 また、県及び市町村は、住民等からの問い合わせに対応する体制について、あらかじめ計画を作成するものとする。	（オ）被災者等への的確な情報伝達活動への備え 県及び市町村は、林野火災に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備するものとする。 また、県及び市町村は、住民等からの問い合わせに対応する体制について、あらかじめ計画を作成するものとする。
16	（カ）防災関係機関等の防災訓練の実施 ①　訓練の実施 県及び市町村は、林野火災を想定し、自衛隊や住民を含む当該関係者の参加による、より実践的な消火、救助・救急活動等の訓練を実施するものとする。 消防機関は、広域応援など様々な状況を想定し、消防計画や林野火災防御図等を活用した、より実践的な消火等の訓練を実施するものとする。 ②（略）	（カ）防災関係機関等の防災訓練の実施 ①　訓練の実施 県及び市町村は、林野火災を想定し、自衛隊や住民を含む当該関係者の参加による、より実践的な消火、救助・救急活動等の訓練を実施するものとする。 ②（略）
17	ウ　防災対策の充実 （ア）林野火災予防対策の充実 林野火災の原因は、たばこ・たき火など、火気の取り扱いの不始末によるものが大部分を占めていることから、森林の巡視や、山火事予防運動等の機会やＳＮＳ等の各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知により、林野火災に対する県民の防火意識の高揚を図るとともに、林業関係者、林野周辺住民、ハイカー等の入山者等に対する啓発を実施するものとする。なお、啓発に当たっては、多発期や休日前に重点的に	ウ　防災対策の充実 （ア）林野火災予防対策の充実 林野火災の原因は、たばこ・たき火など、火気の取り扱いの不始末によるものが大部分を占めていることから、森林の巡視や火災予防の啓発活動を進め、その防止を図る。

	行うなど林野火災の発生傾向にも十分留意するものとする。 ①（略） ② 予防啓発活動 毎年、林野火災危険期（２月～３月）に一般火災予防対策と併せて、林業関係者や入山者に対する火災予防の啓発を行うほか、ポスターの掲示等で、入山者に注意を喚起するものとする。 また、林野火災の未然防止と被害の軽減、県民の正しい理解促進を図るため、林野火災の発生危険度等に係る情報の発信、広報資料の作成・周知等に努めるとともに、標識板や立看板、防火水槽、簡易防火用水など防火思想の普及と初期消火のための施設の配備を促進するものとする。 ③（略）	①（略） ② 予防啓発活動 毎年、林野火災危険期（２月～３月）に一般火災予防対策と併せて、林業関係者や入山者に対する火災予防の啓発を行うほか、ポスターの掲示等で、入山者に注意を喚起するものとする。 ③（略）
17		
	（２）（略） （３）県、市町村及び警察 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え ア（略） イ 緊急輸送活動への備え 林野火災発生時の緊急輸送活動を効果的に実施するために、県は、「第２編 震災対策編－第２章－第３ 交通ネットワーク・ライフライン等の確保」に定める緊急輸送ネットワークの整備に努めるものとする。 また、県、市町村及び道路管理者は、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。 警察は、災害時の交通規制を円滑に行うため、警備業者等と締結した支援協定（災害時における交通誘導警備業務等に関する細目協定）の充実強化に努めるとともに、発災時において交通規制が実施された場合の車両等の運転者の義務等について、平時から周知を図るものとする。 また、情報通信ネットワークの整備などにより、災害時の道路交通管理体制を整備するものとする。	（２）（略） （３）県、市町村及び警察 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え ア（略） イ 緊急輸送活動への備え 林野火災発生時の緊急輸送活動を効果的に実施するために、県は、「第２編 震災対策編－第２章－第３ 交通ネットワーク・ライフライン等の確保」に定める緊急輸送ネットワークの整備に努めるものとする。 また、県、市町村及び道路管理者は、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。 警察は、災害時の交通規制を円滑に行うため、警備業者等と締結した支援協定（災害時における交通誘導警備業務等に関する細目協定）の充実強化に努めるとともに、発災時において交通規制が実施された場合の車両等の運転者の義務等について、平常時から周知を図るものとする。 また、情報通信ネットワークの整備などにより、災害時の道路交通管理体制を整備するものとする。
18		
	第６ 林野火災対策 【危機管理防災部、農林部、県土整備部、警察本部、市町村、消防機関、自衛隊】 １（略） ２ 活動体制の確立 （１）県の活動体制 【危機管理防災部】 ア （略） イ 災害対策本部の設置 県は、林野火災による大規模な被害が発生した場合、埼玉県災害対策本部要綱に従って直ちに知事を本部長とする災害対策本部を設置する。 また知事は、災害対策本部を設置した場合は、速やかに内閣総理大臣に被害状況の報告をするとともに、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長に通知するものとする。 県は、林野火災対応の指揮体制を早期に確立するとともに、関係機関との調整等を含む消防活動全体の総合調整を行うものとする。	第６ 林野火災対策 【危機管理防災部、農林部、県土整備部、警察本部、市町村、消防機関、自衛隊】 １（略） ２ 活動体制の確立 （１）県の活動体制 【危機管理防災部】 ア （略） イ 災害対策本部の設置 県は、林野火災による大規模な被害が発生した場合、埼玉県災害対策本部要綱に従って直ちに知事を本部長とする災害対策本部を設置する。 また知事は、災害対策本部を設置した場合は、速やかに内閣総理大臣に被害状況の報告をするとともに、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長に通知するものとする。
19		

	ウ～オ（略）	ウ～オ（略）
	（２）～（３）（略）	（２）～（３）（略）
20	（４）事業者の協力体制　【関係機関】 林業関係事業者は、消防機関及び警察機関を始めとする地方公共団体との連携を図り、初期対応、情報連絡等に協力するものとする。	（４）事業者の協力体制　【関係機関】 林業関係事業者は、消防機関、警察等との連携を図り、初期対応、情報連絡等に協力するものとする。
	（５）（略）	（５）（略）
	３　消火活動　【県、消防機関】	３　消火活動　【県、消防機関】
20	（１）消防機関 消防機関は、林野火災を覚知した場合は、速やかに火災の状況を把握するとともに、消防計画、林野火災防御図、飛び火警戒要領等の活用や、地上消火隊及び消防防災航空隊間の連携により、迅速かつ効果的な消火活動を行う。無人航空機等を活用し、夜間も含め刻々と変化する災害の状況を的確に把握するものとする。 消火活動の実施に当たっては、滑落や落石、火煙に囲まれる危険性等の山間地特有の安全管理を周知徹底するものとする。 また、林野火災防御図を配置し、消火活動の調整を行う指揮所を設置する。 急激な延焼拡大や火災の長期化にも的確に対応できるよう、林野火災の発生を他の消防機関や消防防災航空隊、自衛隊に情報共有するとともに、早期に応援を要請するなど、早期消火に努める。都道府県内応援部隊の調整を行う代表消防機関は、火災の延焼状況等を把握し、被災市町村の消防機関に対して応援部隊の派遣に係る調整など支援を行うものとする。 なお、火災防御に当たっては人命を第一とし、火の手が住家に及ぶ危険性が明らかになった場合には、その延焼を食い止めるための方策を最優先させるものとする。活動終期にあっては、空中からの熱源探査並びに地上での警戒及び残火処理を徹し、確実な鎮火を行うものとする。	（１）消防機関 消防機関は、林野火災を覚知した場合は、速やかに火災の状況や気象状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行い、近隣市町村に応援要請を求めるなど、早期消火に努めるものとする。 また、林野火災防御図を配置し、消火活動の調整を行う指揮所を設置する。 なお、火の手が住家に及ぶ危険性が明らかになった場合には、その延焼を食い止めるための方策を最優先させるものとする。
21	（２）県 県は、防災航空隊及び自衛隊による迅速かつ効果的な空中消火を行うため、ヘリコプター機数、給水拠点、燃料補給方法などの調整を行うとともに、地上及び空中の消火活動の連携強化に努めるものとする。	（２）県 県は、消防機関の要請に基づき、他の地方公共団体、自衛隊との連携を図りつつ、ヘリコプター等を積極的に活用し、林野火災の偵察及び空中消火の早期実施を行うよう努めるものとする。
	４（略）	４（略）
21	５　避難収容活動　【県、市町村】 発災時における避難誘導については、「第２編　震災対策編－第２章－第８　避難対策」に準ずる。 山間部に孤立するおそれのある居住者等には、早期の避難を指示する。市町村は、林野火災が急激に延焼拡大して避難指示等が広範囲となる場合があるため、避難行動要支援者の避難支援が適切に行われるよう十分配慮するものとする。	５　避難収容活動　【県、市町村】 発災時における避難誘導については、「第２編　震災対策編－第２章－第８　避難対策」に準ずる。 山間部に孤立するおそれのある居住者等には、早期の避難を指示する。

	６～９（略） 第２節（略） 第３節　放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画 第１（略） 第２　予防対策 １　放射性物質取扱施設に係る事故予防対策 （１）核燃料物質使用施設に係る事故予防対策　　【核燃料物質使用事業者】 ア（略） 30　イ　放射線監視体制の強化 核燃料物質使用事業者は、必要に応じ、放射線測定用機器類の整備・充実を図るとともに、平時における放射線量等の把握に努めるものとする。 ウ～オ（略） （２）～（３）（略） ２　迅速かつ円滑な災害対策への備え （１）～（５）（略） （６）避難所の指定及び避難収容活動への備え　　【県、市町村】 ア～イ（略） 32　ウ　避難誘導 市町村は、放射線関係事故発生時に、高齢者、障害者等の要配慮者及び放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊産婦等の適切な避難誘導を図るため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平時よりこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努めるものとする。 （イ及びウは、「第２編　震災対策編－第２章－第８　避難対策」により実施する。） （７）（略） 32　（８）広報体制の整備　　【直轄、危機管理防災部、保健医療部、市町村】 県は、放射線関係事故発生時に、迅速かつ円滑に災害広報を実施できるよう、報道機関との連携を図り、平時から広報体制を整備するものとする。 （９）～（１０）（略） 第３（略） 第４節（略） 第５節　道路災害対策計画 第１　道路災害予防 【危機管理防災部、農林部、県土整備部、警察本部、市町村、消防機関 関東地方整備局、東日本高速道路（株）、首都高速道路（株）、防災関係機関】 １（略） 49　２　実施計画 （１）～（４）（略） （５）被災者等への的確な情報伝達活動への備え　　【県、市町村】	６～９（略） 第２節（略） 第３節　放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画 第１（略） 第２　予防対策 １　放射性物質取扱施設に係る事故予防対策 （１）核燃料物質使用施設に係る事故予防対策　　【核燃料物質使用事業者】 ア（略） イ　放射線監視体制の強化 核燃料物質使用事業者は、必要に応じ、放射線測定用機器類の整備・充実を図るとともに、平常時における放射線量等の把握に努めるものとする。 ウ～オ（略） （２）～（３）（略） ２迅速かつ円滑な災害対策への備え （１）～（５）（略） （６）避難所の指定及び避難収容活動への備え　　【県、市町村】 ア～イ（略） ウ　避難誘導 市町村は、放射線関係事故発生時に、高齢者、障害者等の要配慮者及び放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊産婦等の適切な避難誘導を図るため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努めるものとする。 （イ及びウは、「第２編　震災対策編－第２章－第８　避難対策」により実施する。） （７）（略） （８）広報体制の整備　　【直轄、危機管理防災部、保健医療部、市町村】 県は、放射線関係事故発生時に、迅速かつ円滑に災害広報を実施できるよう、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備するものとする。 （９）～（１０）（略） 第３（略） 第４節（略） 第５節　道路災害対策計画 第１　道路災害予防 【危機管理防災部、農林部、県土整備部、警察本部、市町村、消防機関 関東地方整備局、東日本高速道路（株）、首都高速道路（株）、防災関係機関】 １（略） ２　実施計画 （１）～（４）（略） （５）被災者等への的確な情報伝達活動への備え　　【県、市町村】

	県及び市町村は、道路災害に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、平時から広報体制を整備するものとする。 また、県及び市町村は、住民等からの問い合わせに対応する体制について、あらかじめ計画を作成するものとする。	県及び市町村は、道路災害に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備するものとする。 また、県及び市町村は、住民等からの問い合わせに対応する体制について、あらかじめ計画を作成するものとする。
	第２（略）	第２（略）
	第６節～第７節（略）	第６節～第７節（略）
60	第８節　電気通信設備災害対策計画 【ＮＴＴ東日本（株）埼玉事業部・（株）ＮＴＴドコモ埼玉支店】	第８節　電気通信設備災害対策計画 【東日本電信電話（株）埼玉事業部・（株）ＮＴＴドコモ埼玉支店】
	第１（略）	第１（略）
60	第２　災害予防計画 災害の発生が予想される場合は、ＮＴＴ東日本株式会社埼玉事業部及び株式会社ＮＴＴドコモ埼玉支店に情報連絡室を設置し、準備警戒体制をとり、次の措置を講ずるものとする。	第２　災害予防計画 災害の発生が予想される場合は、東日本電信電話株式会社埼玉事業部及び株式会社ＮＴＴドコモ埼玉支店に情報連絡室を設置し、準備警戒体制をとり、次の措置を講ずるものとする。
	第３（略）	第３（略）
	第４　社外機関との協調	第４　社外機関との協調
60	１　地方公共団体の災害対策本部との協調 ＮＴＴ東日本株式会社埼玉事業部は、災害時にあらかじめ定められた対策要員を派遣し、次の事項に関し協調をとる。	１　地方公共団体の災害対策本部との協調 東日本電信電話株式会社埼玉事業部は、災害時にあらかじめ定められた対策要員を派遣し、次の事項に関し協調をとる。
	第９節（略）	第９節（略）
82	第１０節　ガス施設防災業務計画　【東京ガスグループ】	第１０節　ガス施設防災業務計画　【東京ガス㈱／東京ガスネットワーク（株）】
	第１～第３（略）	第１～第３（略）
	第４　防災体制の確立	第４　防災体制の確立
	１　防災体制	１　防災体制
82	（１）非常体制の区分	（１）非常体制の区分

体制区分	適用条件
（略）	（略）
（略）	１．震度５強の地震が発生した場合，その他必要な場合 ２．地震以外の自然災害により、社会的な影響が大きいと考えられる重大な供給支障が発生、または予想される場合 ３．自然災害以外の理由により，社会的な影響が大きいと考えられる重大な供給支障等の事故が発生、または予想される場合 ４．地震警戒宣言等（東海地震予知情報、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒））が発表された場合 ５．当社の事業運営に大きな影響を及ぼす非常事態が発生した場合，又は発生が予測される場合
（略）	１．震度６弱以上の地震が発生した場合 ２．震度５弱・５強の地震が発生し，中圧又は低圧ブロックを供給停止

体制区分	適用条件
（略）	（略）
（略）	１．震度５強の地震が発生した場合，その他必要な場合 ２．地震以外の自然災害により、社会的な影響が大きいと考えられる重大な供給支障が発生、または予想される場合 ３．自然災害以外の理由により，社会的な影響が大きいと考えられる重大な供給支障事故が予想される場合 ４．地震警戒宣言等（南海トラフ地震臨時情報）が発表された場合 ５．当社の事業運営に大きな影響を及ぼす非常事態が発生した場合，又は発生が予測される場合
（略）	１．震度６弱以上の地震が発生した場合 ２．震度５弱・５強の地震が発生し，中圧又は低圧ブロックを供給停止

	した場合 ３．地震以外の自然災害により、社会的な影響が極めて大きいと考えられる重大な供給支障等の事故が発生、または予想される場合 ４．自然災害以外の理由により，社会的な影響が大きいと考えられる重大な供給支障等の事故が発生、または予想される場合 ５．当社の事業運営に極めて大きな影響を及ぼす非常事態が発生した場合，又は発生が予測される場合	した場合 ３．地震以外の自然災害により、社会的な影響が極めて大きいと考えられる重大な供給支障が発生、または予想される場合 ４．自然災害以外の理由により，社会的な影響が大きいと考えられる重大な供給支障事故が発生した場合 ５．当社の事業運営に極めて大きな影響を及ぼす非常事態が発生した場合，又は発生が予測される場合

（２）（略）

２　対策組織の運営
（１）非常体制の発令及び解除
ア～イ（略）
83 ウ　災害発生のおそれがなくなった場合、または災害復旧が進行して非常体制を継続する必要がなくなった場合、東京ガス社長は非常体制を解除する。地震災害における第0次体制については本部長が決定し、その旨、社長へ報告する。

91 第１１節　雪害予防計画
【県土整備部、市町村、関東地方整備局、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、各鉄道機関、ＮＴＴ東日本（株）、東京電力パワーグリッド㈱、各機関】
（略）

第１２節　（略）

（２）（略）

２　対策組織の運営
（１）非常体制の発令及び解除
ア～イ（略）
ウ　災害発生のおそれがなくなった場合、または災害復旧が進行して非常体制を継続する必要がなくなった場合、非常体制を解除する。

第１１節　雪害予防計画
【県土整備部、市町村、関東地方整備局、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、各鉄道機関、東日本電信電話㈱、東京電力パワーグリッド㈱、各機関】
（略）

第１２節　（略）